

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

提出会社
日精樹脂工業株式会社
TOYOイノベックス株式会社

目次

第一部【組織再編成に関する情報】	1
第1【組織再編成の概要】	1
1【組織再編成の目的等】	1
2【組織再編成の当事会社の概要】	9
3【組織再編成に係る契約】	9
4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	37
5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	44
6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	44
7【組織再編成に関する手続】	48
第2【統合財務情報】	50
第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】	53
第二部【企業情報】	54
第1【企業の概況】	54
1【主要な経営指標等の推移】	54
2【沿革】	54
3【事業の内容】	54
4【関係会社の状況】	57
5【従業員の状況】	57
第2【事業の状況】	62
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	62
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	62
3【事業等のリスク】	62
4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	67
5【経営上の重要な契約等】	67
6【研究開発活動】	67
第3【設備の状況】	68
1【設備投資等の概要】	68
2【主要な設備の状況】	68
3【設備の新設、除却等の計画】	68

第4【上場申請会社の状況】	69
1【株式等の状況】	69
2【自己株式の取得等の状況】	81
3【配当政策】	81
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】	81
第5【経理の状況】	94
第6【上場申請会社の株式事務の概要】	95
第7【上場申請会社の参考情報】	96
1【上場申請会社の親会社等の情報】	96
2【その他の参考情報】	96
3【組織再編成対象会社が提出した書類】	96
4【上記書類を縦覧に供している場所】	97
第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】	97
第四部【特別情報】	98
第1【上場申請会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	98
1【貸借対照表】	98
2【損益計算書】	98
3【株主資本等変動計算書】	98
4【キャッシュ・フロー計算書】	98
第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	98

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

上場申請会社であるGMSグループ株式会社（以下「当社」、「上場申請会社」または「共同持株会社」という。）は、株式移転（以下「本株式移転」という。）により2026年4月1日に設立登記する予定であります。

（注）本報告書提出日の2026年3月2日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である2026年4月1日現在の状況について説明する事前提出書類ですので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用しておりません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2026年3月2日

【会社名】 GMSグループ株式会社

【英訳名】 GMS Group Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 CEO 依田 穂積

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル8階

【電話番号】 下記統合2社の連絡先をご参照願います。

【事務連絡者氏名】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 日精樹脂工業株式会社

【英訳名】 NISSEI PLASTIC INDUSTRIAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 依田 穂積

【本店の所在の場所】 長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地

【電話番号】 0268 (82) 3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 今井 昭彦

【最寄りの連絡場所】 長野県埴科郡坂城町大字南条 2110 番地

【電話番号】 0268 (82) 3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 今井 昭彦

(新規上場申請のための有価証券報告書提出会社)

【会社名】 TOYO イノベックス株式会社

【英訳名】 TOYO INNOVEX Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田畑 禎章

【本店の所在の場所】 兵庫県明石市二見町福里字西之山 523 番の 1

【電話番号】 078 (942)-2345 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画室長 酒井 雅人

【最寄りの連絡場所】 兵庫県明石市二見町福里字西之山 523 番の 1

【電話番号】 078 (942)-2345 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画室長 酒井 雅人

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

① 日精樹脂工業株式会社と TOYO イノベックス株式会社の事業展開の状況

日精樹脂工業株式会社（以下「日精樹脂工業」といいます。）は1947年の創業以来、「世界の日精 プラスチックをとおして人間社会を豊かにする」という経営理念のもと、樹脂を原料に熱と圧力を用いてプラスチックを成形する射出成形機の製造・販売に取り組んでまいりました。日精樹脂工業は射出成形機関連のみを手掛ける専門メーカーであり、2025年3月期の海外売上高比率は66.8%と、グローバルに事業を展開しております。また、日本、中国、タイ、米国及びイタリアの5ヶ国に製造拠点を有し、インドにも新工場の建設を予定しております。2025年6月に公表した第五次中期経営計画（2025年度～2027年度）においては、3年後に「当社グループとお客様をDXで繋ぐ基盤となるプラットフォームを創出する」ことを目標とし、「グローバル経営の強化」「人的資本の拡充」「DX技術を駆使した製品の更なる進化」「積極的な営業展開」「生産体制の強化」「リスク管理体制の強化」を経営方針として掲げ、目指す姿の実現に向けて邁進しております。

一方、TOYO イノベックス株式会社（以下「TOYO イノベックス」といいます。日精樹脂工業及びTOYO イノベックスを併せて以下「両社」といいます。）は1925年の創業以来、時代のニーズに合わせて産業機械の製造・販売を続けてまいりました。創業100周年を機に、「成形イノベーション & Customers' Value Up で未来を豊かに！世界を笑顔に」をパーパスに掲げ、現在は射出成形機に加え、アルミニウム等を原料として鋳造するダイカストマシンの製造・販売も手掛けております。TOYO イノベックスは成形関連機械の専門メーカーであり、2025年3月期の売上高は、射出成形機関連が73.2%、ダイカストマシン関連が26.8%を占めており、海外売上高比率は69.5%と、グローバルに事業を展開しております。また、日本及び中国の2ヶ国に製造拠点を有しております。2024年4月には中期経営計画2026（2024年度～2026年度）を発表し、「成形をモット簡単に！」をビジョンとし、「持続的に稼ぐ力の向上」「成形イノベーションの創出とCustomers' Value Up の進化」「経営基盤の更なる強化」を経営の基本方針に掲げ、中長期的な企業価値の拡大に取り組んでおります。

② 本経営統合の背景

以上のように、両社は成形関連機械の専門メーカーとして事業を展開しておりますが、両社を取り巻く環境は不透明さや厳しさを増しており、お客様からの支持を獲得し続けるためには、従来以上にイノベーションの重要性が高まっております。具体的には、次のような課題が挙げられます。

- 地政学リスクの高まりに伴う需要の低迷やコストの高騰
- アジア系企業の台頭によるグローバルでの競争激化
- 技能労働者不足や、環境保全に資する革新的な製品への要求の高まり
- インド等の新興市場の台頭やEV・PHV等の新たな成長市場の勃興
- サポート体制における即時対応力強化の必要性

両社は協議を重ねる中で、現在の厳しい経営環境に対応するには、従来のやり方だけでは成長や生き残りに限界があるとの共通認識に達しました。その上で、今回の経営統合により、単独では実現できない取り組みが可能になると判断いたしました。したがっ

て本経営統合は、お客様や従業員、株主等のステークホルダーの利益、ひいては両社の企業価値の最大化につながると考えております。

③ お互いをベストパートナーと判断した理由

お互いに専業メーカーで、「成形」を通じて社会に貢献する理念を共有している等、基本的な考え方や企業文化が非常に近いと考えております。国内トップクラス、かつ、グローバルでも高いプレゼンスを持つ企業を目指す志が一致していることも、両社の経営統合を後押しいたしました。

また、両社の射出成形機の製品ポートフォリオは多くの面で補完関係にあります。一般的に同業で競合関係にあると、カニバリゼーション（共食い）が避けられず、シナジー効果が得られにくくなりますが、両社の組み合わせにおいては、一部重複の整理は必要ですが、多くの分野で補完関係にあり、売上のシナジー効果も期待できると考えております。以下の表は、両社の射出成形機をサイズ（型縮トン数）と駆動方式別に整理したものです。なお、TOYO イノボックスが手掛けるダイカストマシンについては、日精樹脂工業は取り扱っておらず、この分野では完全に補完関係にあります。

両社の射出成形機のサイズ（型縮トン数）と駆動方式別の整理表

	小型	中型	大型	超大型
	～ 500t	501t ～ 1,000t	1,001t ～ 2,000t	2,001t ～
電気	N/T	T	T	
ハイブリッド	N	N	N	N
油圧	N	N	N	

(注) N＝日精樹脂工業、T＝TOYO イノボックス

その他にも下記のとおり、シナジー効果の可能性について確認しており、両社の組合せは企業価値の最大化に資するものと判断いたしました。

④ 目指す姿

両社が目指す姿は、「成形イノベーションで、顧客の新たな価値創造に貢献する、グローバル・リーディング・グループ」です。これには両社のさまざまな思いが込められております。例えば、両社ともお客様視点で、成形機だけでなくプラットフォームやソリューションも提供したいと考えております。また、業界再編のきっかけとなり、中心的な存在としてグローバルに活躍するグループを形成していきたいとも考えております。両社の共同持株会社の社名に使われることとなる「GMS」は、『Global Molding Solutions』の頭文字を取ったもので、これらの思いを表現しております。さらに、社員が業界のグローバル・リーディング・グループであるとの自信と誇りを持って、生き生きと働けるグループを目指してまいります。

⑤ 想定するシナジー効果

本経営統合により以下のようなシナジー効果を想定しております。これらはバリューチェーン別に整理しております。

(i) 設計技術・開発

- 制御系技術の内製化・統合による競争力向上

- 機械系部品の共有化による原価低減
- 技術ノウハウの共有による開発スピードアップとイノベーションの創出
- 機種の絞り込みによるリソース最適化
- 欧州リサイクル基準（DfR）にも適合する環境対応力向上

(ii) 調達

- 共同／集中購買によるスケールメリット享受
- 海外調達先の拡大・強化
- 調達管理オペレーションの合理化

(iii) 製造

- 製造拠点の統合・相互利用による生産効率向上
- 検査工程自動化による納期短縮と信頼性の向上

(iv) 販売

- マーケティング機能の強化
- クロスセル促進による売上拡大
- 製品ラインナップの充実

(v) サービス

- サービス拠点・人材の相互利用によるサービス体制の強化
- サービス部品の共通化による在庫削減

(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 上場申請会社の企業集団の概要

ア 上場申請会社の概要

(1) 商号	GMSグループ株式会社 (英名：GMS Group Co., Ltd.)	
(2) 事業内容	射出成形機・関連商品、ダイカストマシン及び周辺自動機・関連商品の製造、販売等を行う会社の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務	
(3) 本店所在地	東京都千代田区丸の内2丁目5-2 三菱ビル8階	
(4) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役会長 兼 CEO	依田 穂積
	代表取締役社長 兼 COO	田畑 禎章
	取締役	今井 昭彦
	取締役	酒井 雅人
	社外取締役（監査等委員）	スティーヴン ブルース ムーア
	社外取締役（監査等委員）	西田 治子
	社外取締役（監査等委員）	佐和 周
	社外取締役（監査等委員）	横澤 靖子
(5) 資本金	3億円	
(6) 純資産 (連結)	現時点では確定しておりません。	
(7) 総資産 (連結)	現時点では確定しておりません。	
(8) 決算期	3月31日	

イ 上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2026年4月1日（予定）をも

って、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等	
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)
(連結子会社) 日精樹脂工業 株式会社	長野県 埴科郡 坂城町	5,362	1) 射出成形機・金型・ 成形自動システム・計測 機器等の製造、販売	100.0	4 (予定)	(未定)
TOYO イノベック ス株式会社	兵庫県 明石市	2,506	1) プラスチック射出成 形機・関連商品の製造、 販売 2) ダイカストマシン及 び周辺自動機・関連商品 の製造、販売	100.0	4 (予定)	(未定)

- (注) 1 両社は、それぞれ有価証券報告書の提出会社です。
2 両社は、共同持株会社の特定子会社に該当する予定です。
3 株式移転に伴う共同持株会社設立日(2026年4月1日)をもって、両社は、共同持株会社の株式移転完全子会社となり、両社の普通株式は2026年3月30日をもって上場廃止となる予定です。
4 両社の資本金は、それぞれ2025年9月末時点のものです。

本株式移転に伴う当社設立後、両社は、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる両社の最近事業年度末日時点(2025年3月31日時点)の状況は、次のとおりです。

日精樹脂工業の概要

(i) 事業内容

日精樹脂工業の事業内容につきましては、下記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) 日精樹脂工業」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権 の所有 (被所 有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
NISSEI AMERICA, INC. (注) 1、2	米国 テキサス州 サンアントニオ	82,578,036US ドル	射出成形機の製 造及び販売	100.0	日精樹脂工業製品 の製造委託先 日精樹脂工業製品 の販売先 役員の兼任有り
NISSEI (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア	1,000,000 Mドル	射出成形機の販 売	100.0	日精樹脂工業製品 の販売先

	クアラルンプール				
台湾日精股份有限公司	台湾 台北	36,504,600 NT ドル	射出成形機の販売	100.0	日精樹脂工業製品の販売先 役員の兼任有り
NISSEI MEXICO, S. A. DE C. V.	メキシコ メキシコシティ	1,300,000 MEX. N. P	射出成形機の販売	100.0	日精樹脂工業製品の販売先 役員の兼任有り
NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD.	中華人民共和国 香港	7,414,000 HK ドル	射出成形機の販売	100.0	日精樹脂工業製品の販売先 役員の兼任有り
NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク	103,000,000 THB	射出成形機の販売	100.0	日精樹脂工業製品の販売先 役員の兼任有り
上海尼思塑胶机械有限公司	中華人民共和国 上海	400,000 US ドル	射出成形機の販売	100.0	日精樹脂工業製品の販売先 役員の兼任有り
日精樹脂工業科技(太倉)有限公司(注)1、2	中華人民共和国 太倉	180 百万円	射出成形機の販売	100.0	日精樹脂工業製品の販売先 役員の兼任有り
日精塑料机械(太倉)有限公司(注)1	中華人民共和国 太倉	1,590 百万円	射出成形機の製造	100.0	日精樹脂工業製品の仕入先 役員の兼任有り
NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. (注)1	タイ ラヨン	280,000,000 THB	射出成形機の製造	100.0	日精樹脂工業製品の仕入先 役員の兼任有り
NEGRI BOSSI S. P. A. (注)1、2	イタリア ミラノ	15,974,974 ユーロ	射出成形機及び ロボットの製造・販売	99.99	資金の貸付先 役員の兼任有り
株式会社日精テクニカ	長野県坂城町	10 百万円	損保代理店等	100.0	損害保険契約等 役員の兼任有り
日精メタルワークス株式会社	新潟県上越市	50 百万円	射出成形機の部品加工	100.0	加工品の仕入先 役員の兼任有り
日精ホンママシンナリー株式会社	兵庫県明石市	257 百万円	射出成形機の製造及び金属加工機械の製造販売	100.0	日精樹脂工業製品の仕入先 役員の兼任有り
日精塑料机械(海塩)有限公司(注)1	中華人民共和国 海塩	4,315 百万円	射出成形機の製造	100.0	日精樹脂工業製品の仕入先 役員の兼任有り
太倉滝田金属製品有限公司	中華人民共和国 太倉	1,000,000 US ドル	プレス、板金、 ハーネスの製造 販売	100.0	加工品の仕入先 役員の兼任有り
その他7社(注)4、5					

- (注) 1 NISSEI AMERICA, INC. 及び日精塑料机械(太倉)有限公司、NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.、日精樹脂工業科技(太倉)有限公司、NEGRI BOSSI S. P. A.、日精塑料机械(海塩)有限公司は、特定子会社であります。
- 2 NISSEI AMERICA, INC.、日精樹脂工業科技(太倉)有限公司及びNEGRI BOSSI S. P. A. は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(単位：百万円)

	NISSEI AMERICA, INC.	日精樹脂工業科技 (太倉)有限公司	NEGRI BOSSI S. P. A.
売上高	11,076	8,831	7,541
経常利益又は 経常損失(△)	187	6	△583
当期純利益又は 当期純損失(△)	89	1	△970
純資産額	17,973	320	5,827
総資産額	19,767	2,397	13,454

- 3 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 4 NEGRI BOSSI NORTH AMERICA, INC. とNBXM S. A. DE C. V. は、NISSEI AMERICA, INC. の間接所有(100%)であります。
- 5 以下の5社についてはNEGRI BOSSI S. P. A. による間接所有(100%)であります。
ROBOLINE S. A. U.、NEGRI BOSSI LTD.、NEGRI BOSSI FRANCE S. A. S.、NEGRI BOSSI S. A. U.、NEGRI BOSSI (INDIA) PRIVATE LTD.

TOYOイノベックスの概要

(i) 事業内容

TOYOイノベックスの事業内容につきましては、下記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) TOYOイノベックス」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
東洋工機(株)	兵庫県明石市	百万円 20	射出成形機(発泡成形機)、ダイカストマシン用周辺機器及び搬送機の製造	100.0	射出成形機(発泡成形機)ダイカストマシン用周辺機器の製造委託 土地、建物、機械を賃貸

					役員の兼任1名
東洋機械エンジニアリング(株)	兵庫県明石市	10百万円	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービス、据付及び販売の委託 土地、建物、機械を賃貸役員の兼任2名
TOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州	0.4百万RM	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービスの委託 役員の兼任1名
TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.	タイ バンコク市	8百万BAHT	成形機の保守サービス、据付及び販売	49.0	成形機の保守サービスの委託 役員の兼任1名
東曜機械貿易（上海）有限公司	中国上海市	3百万元	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービスの委託 役員の兼任1名
東洋機械（常熟）有限公司（注）1.3	中国 江蘇省 常熟市	47百万元	射出成形機及びダイカストマシンの製造及び販売	100.0	成形機の部品の供給
東洋機械金属（広州）貿易有限公司	中国 広東省 広州市	4百万元	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービスの委託 役員の兼任1名
東金股份有限公司	台湾 台北市	8百万NTD	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービスの委託 役員の兼任1名
TOYO MACHINERY VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ市	0.1百万USD	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービスの委託 役員の兼任1名
PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州	2,500百万 IDR	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービスの委託 役員の兼任1名
（持分法適用関連会社） GM-Injection AG	スイス ツーク州	0.5百万CHF	株式の所有及び管理	30.2	TOYOイノベックスが同社株式の30.2%を所有しております。
（持分法適用関連会社の子会社） TOYO europe srl （注）4	イタリア ロンバルディア州	0.1百万EUR	成形機の保守サービス、据付及び販売	(30.2)	成形機の保守サービスの委託

- (注) 1 特定子会社であります。
2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は、次のとおりであります。

名称	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
東洋機械(常熟)有限公司	2,879	△7	△7	3,642	4,210

- 4 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数となっております。

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、両社は当社の完全子会社になる予定です。前記「①上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社と当社の完全子会社である両社と役員の兼任関係は、前記「①上場申請会社の企業集団の概要 ア上場申請会社の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社と当社の完全子会社である両社との取引関係は、未定であります。また、当社の完全子会社である両社とその関係会社との取引関係は、前記「①上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 株式移転計画の内容の概要

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2026年4月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を2025年11月14日の両社取締役会において作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結しています。

本株式移転計画に基づき、日精樹脂工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を、TOYO イノボックスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.51株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2026年1月30日に開催される予定の両社臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、共同持株会社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書（写し）」に記載のとおりです。

株式移転計画書（写し）

日精樹脂工業株式会社（以下「日精樹脂」という。）及び TOYO イノベックス株式会社（以下「TOYO」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

日精樹脂及び TOYO は、本株式移転計画の定めるところに従い、本成立日（第8条に定義する。以下同じ。）において、共同して株式移転（以下「本株式移転」という。）を行い、日精樹脂及び TOYO の発行済株式の全部を新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）に取得させ、これにより日精樹脂及び TOYO は、それぞれ本持株会社の完全子会社となる。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
 - (1) 目的
本持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
本持株会社の商号は、GMS グループ株式会社とし、英文では GMS Group Co., Ltd. と表示する。
 - (3) 本店の所在地
本持株会社の本店の所在地は東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区丸の内2丁目5-2 三菱ビル8階とする。
 - (4) 発行可能株式総数
本持株会社の発行可能株式総数は、230,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。
 - 取締役（代表取締役会長 CEO に選定予定）：依田 穂積
 - 取締役（代表取締役社長 COO に選定予定）：田畑 禎章
 - 取締役：今井 昭彦
 - 取締役：酒井 雅人
2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
 - 監査等委員：スティーヴン ブルース ムーア（社外取締役）
 - 監査等委員：西田 治子（社外取締役）
 - 監査等委員：佐和 周（社外取締役）
 - 監査等委員：横澤 靖子（社外取締役）
3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
 - 太陽有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、日精樹脂及び TOYO の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における日精樹脂及び TOYO の株主に対し、それぞれその所有する日精樹脂及び TOYO の普通株式に代わり、①日精樹脂が基準時に発行している普通株式の数に 2 を乗じて得られる数、及び、②TOYO が基準時に発行している普通株式の数に 1.51 を乗じて得られる数の合計に相当する本持株会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における日精樹脂及び TOYO の株主に対して、以下の割合（以下「本株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 日精樹脂の株主に対しては、その所有する日精樹脂の普通株式 1 株につき、本持株会社の普通株式 2 株
 - (2) TOYO の株主に対しては、その所有する TOYO の普通株式 1 株につき、本持株会社の普通株式 1.51 株
3. 前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他関係法令の規定に基づき処理する。

第 5 条 （本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新株予約権の交付

本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑮までの第 1 欄に掲げる日精樹脂が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する日精樹脂の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数に 2 を乗じた数の、第 2 欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第 1 欄			第 2 欄	
	名称	内容	名称	内容
①	第 1 回新株予約権	別紙 2①	第 1 回新株予約権	別紙 3①
②	第 2 回新株予約権	別紙 2②	第 2 回新株予約権	別紙 3②
③	第 3 回新株予約権	別紙 2③	第 3 回新株予約権	別紙 3③
④	第 4 回新株予約権	別紙 2④	第 4 回新株予約権	別紙 3④
⑤	第 5 回新株予約権	別紙 2⑤	第 5 回新株予約権	別紙 3⑤
⑥	第 6 回新株予約権	別紙 2⑥	第 6 回新株予約権	別紙 3⑥
⑦	第 7 回新株予約権	別紙 2⑦	第 7 回新株予約権	別紙 3⑦
⑧	第 8 回新株予約権	別紙 2⑧	第 8 回新株予約権	別紙 3⑧
⑨	第 9 回新株予約権	別紙 2⑨	第 9 回新株予約権	別紙 3⑨
⑩	第 10 回新株予約権	別紙 2⑩	第 10 回新株予約権	別紙 3⑩
⑪	第 11 回新株予約権	別紙 2⑪	第 11 回新株予約権	別紙 3⑪
⑫	第 12 回新株予約権	別紙 2⑫	第 12 回新株予約権	別紙 3⑫
⑬	第 13 回新株予約権	別紙 2⑬	第 13 回新株予約権	別紙 3⑬
⑭	第 14 回新株予約権	別紙 2⑭	第 14 回新株予約権	別紙 3⑭
⑮	第 15 回新株予約権	別紙 2⑮	第 15 回新株予約権	別紙 3⑮

2. 新株予約権の割当て

本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における日精樹脂の新株予約権者に対し、その所有する前項の表の①から⑮までの第 1 欄に掲げる新株予約権 1 個につき、それぞれ第 2 欄に掲げる本持株会社の新株予約権 2 個を割り当てる。

第6条 (本持株会社の資本金及び準備金の額)

本成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 300 百万円
- (2) 資本準備金の額 75 百万円
- (3) 利益準備金の額 0 円
- (4) 資本剰余金の額 会社計算規則第 52 条第 1 項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第7条 (剰余金の配当等)

1. 日精樹脂は、2026年3月31日を基準日として、日精樹脂の普通株式1株あたり21円の限度において、剰余金の配当を行うことができる。
2. TOYOは、2026年3月31日を基準日として、TOYOの普通株式1株あたり17.5円の限度において、剰余金の配当を行うことができる。
3. 日精樹脂及びTOYOは、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画の作成日から本成立日までの間、本成立日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。

第8条 (本持株会社の成立日)

本持株会社の設立の登記をすべき日(以下「本成立日」という。)は、2026年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、日精樹脂及びTOYOが協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第9条 (株式移転計画承認株主総会)

1. 日精樹脂及びTOYOは、それぞれ、2026年1月30日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
2. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、日精樹脂及びTOYOが協議の上、合意により前項に定める本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第10条 (株式上場、株主名簿管理人)

1. 日精樹脂及びTOYOは、本持株会社の発行する普通株式が本成立日に株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されるよう、必要となる手續を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第11条 (自己株式の消却)

日精樹脂及びTOYOは、本成立日までに、それぞれ保有する自己株式(本株式移転に際して行使される株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する。

第12条 (事業の運営等)

1. 日精樹脂及びTOYOは、本株式移転計画の作成日から本成立日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。)第8条第3項に規定される子会社をいう。)をして善

良なる管理者の注意をもってその業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。

2. 日精樹脂及び TOYO は、本株式移転計画の作成日から本成立日までの間、本株式移転の実行又は本株式移転比率の合理性に重大な影響を与えるおそれのある事由又は事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、日精樹脂及び TOYO は、その取扱いについて誠実に協議する。

第 13 条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第 9 条に定める日精樹脂若しくは TOYO の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第 14 条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画の作成日から本成立日の前日までの間において、次のいずれかの事象が発生した場合には、日精樹脂及び TOYO は、合意により、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は、本株式移転を中止することができる。

- (1) 日精樹脂又は TOYO の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生し、又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合
- (2) 本株式移転の実行の支障となる重大な事象が発生又は判明した場合
- (3) その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合

第 15 条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めのない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、日精樹脂及び TOYO が誠実に協議の上、合意により定める。

(以下余白)

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、日精樹脂及びTOYOが記名押印の上、各1通を保有する。

2025年11月14日

日精樹脂：長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地
日精樹脂工業株式会社
代表取締役社長 依田 穂積

TOYO：兵庫県明石市二見町福里字西之山523番の1
TOYOイノベーション株式会社
代表取締役社長 田畑 禎章

GMS グループ株式会社
定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、GMS グループ株式会社と称し、英文ではGMS Group Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 産業用機械その他一般機械器具及びこれらに関連する部品、装置、設備、システムの製造、販売、設計、修理
- (2) 金型及びこれに関連する機械、装置、システムの製造並びに販売
- (3) 合成樹脂製品の製造並びに販売
- (4) 金属及び金属製品の製造、加工並びに販売
- (5) ワイヤー及び車輛部品の製造、販売
- (6) 繊維及び化学製品の製造、加工並びに販売
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

2 当社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、230,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(単元未満株主の買増請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう当会社に対して請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役が定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り又は買増し、その他株式又は新株予約権に関する諸手続及び手数料等は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役が定める株式取扱規則によるものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集する。臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた順序により、代表取締役会長又は代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 前項により議長を務めるべき代表取締役会長及び代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
4. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
5. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた順序により、代表取締役会長又は代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 前項により議長を務めるべき代表取締役会長及び代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

（選任方法）

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 39 条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第40条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とし、当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間等)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 剰余金の配当には利息を付さないものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第38条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2027年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第30条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、年額300百万円以内とする。

2. 第30条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等の総額は、年額70百万円以内とする。

3. 第30条の規定にかかわらず、本条第1項で定める報酬枠とは別枠で、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。)に対し支給する報酬等のうち、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 対象取締役に対し支給される金銭報酬債権の総額は、年間100百万円以内とする。
- (2) 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、前号により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の総数は377,500株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。)とする。
- (3) 前号に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、前号の取締役会決議の日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とする。これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとする(本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本株式」という。)

ア 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の割当てを受けた日(以下「本割当日」という。)から当社の取締役及び当社の子会社の取締役のいずれの地位からも退任した時点まで(以下「本譲渡制限期間」という。)の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

イ 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当会社の取締役及び当会社の子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

ウ 無償取得事由

対象取締役が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当会社の取締役及び当会社の子会社の取締役のいずれの地位からも退任することが確定した場合等、本割当契約において定める一定の事由に該当した場合には、当会社は本株式の全部を無償で取得する。

エ 死亡、中途退任における取扱い

上記イの定めにかかわらず、対象取締役が本割当日の属する年の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当会社の取締役及び当会社の子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当該期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除することとし、この場合において、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

オ 組織再編等における取扱い

上記ア及びイの定めにかかわらず、当会社は、本譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要しない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当日の属する年の定時株主総会の翌月から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することとし（ただし、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。）、この場合において、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

カ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当会社の取締役会において定めるものとする。

（譲渡制限等の承継）

第3条 TOYO イノベックス株式会社の譲渡制限付株式報酬規程（リストラクテッド・ストック）（令和3年5月26日制定）に基づき TOYO イノベックス株式会社からその取締役に対して交付された譲渡制限付株式について、当会社は、令和8年4月1日をもって、TOYO イノベックス株式会社と各取締役との間の譲渡制限付株式割当契約における TOYO イノベックス株式会社の契約上の地位及び権利義務を承継するものとする。

（本附則の削除）

第4条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

別紙2 日精樹脂工業株式会社が発行している新株予約権

	①第1回新株予約権	②第2回新株予約権	③第3回新株予約権
決議年月日	2011年6月29日	2012年6月28日	2013年6月27日
付与日	2011年7月15日	2012年7月13日	2013年7月12日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2011年7月16日～ 2046年7月15日	2012年7月14日～ 2047年7月13日	2013年7月13日～ 2048年7月12日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注) 1. (注) 2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3.		
新株予約権の行使の条件	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.		

	④第4回新株予約権	⑤第5回新株予約権	⑥第6回新株予約権
決議年月日	2014年6月27日	2015年6月26日	2016年6月24日
付与日	2014年7月14日	2015年7月13日	2016年7月11日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2014年7月15日～ 2049年7月14日	2015年7月14日～ 2050年7月13日	2016年7月12日～ 2051年7月11日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	（注）1.（注）2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注）3.		
新株予約権の行使の条件	（注）4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5.		

	⑦第7回新株予約権	⑧第8回新株予約権	⑨第9回新株予約権
決議年月日	2017年6月23日	2018年6月27日	2019年6月26日
付与日	2017年7月10日	2018年7月13日	2019年7月12日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2017年7月11日～ 2052年7月10日	2018年7月14日～ 2053年7月13日	2019年7月13日～ 2054年7月12日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注) 1. (注) 2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3.		
新株予約権の行使の条件	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.		

	⑩第 10 回新株予約権	⑪第 11 回新株予約権	⑫第 12 回新株予約権
決議年月日	2020 年 6 月 26 日	2021 年 6 月 25 日	2022 年 6 月 24 日
付与日	2020 年 7 月 13 日	2021 年 7 月 12 日	2022 年 7 月 11 日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2020 年 7 月 14 日～ 2055 年 7 月 13 日	2021 年 7 月 13 日～ 2056 年 7 月 12 日	2022 年 7 月 12 日～ 2057 年 7 月 11 日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注) 1. (注) 2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3.		
新株予約権の行使の条件	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.		

	⑬第 13 回新株予約権	⑭第 14 回新株予約権	⑮第 15 回新株予約権
決議年月日	2023 年 6 月 23 日	2024 年 6 月 26 日	2025 年 6 月 26 日
付与日	2023 年 7 月 10 日	2024 年 7 月 16 日	2025 年 7 月 14 日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2023 年 7 月 11 日～ 2058 年 7 月 10 日	2024 年 7 月 17 日～ 2059 年 7 月 16 日	2025 年 7 月 15 日～ 2060 年 7 月 14 日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注) 1. (注) 2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3.		
新株予約権の行使の条件	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.		

(注)

1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 普通株式 100 株
2. 新株予約権の目的となる株式の数

日精樹脂が、新株予約権の割当日後、日精樹脂の普通株式につき、株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が日精樹脂の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会終結の日の翌日以降これを適用する。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権行使の条件

①新株予約権者は、日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、日精樹脂が消滅会社となる合併契約承認の議案、日精樹脂が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、日精樹脂が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、日精樹脂の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、日精樹脂の取締役会決議、又は、会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、5に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③その他の条件については、日精樹脂と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

日精樹脂が合併（日精樹脂が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ日精樹脂が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ日精樹脂が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下に同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。

ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を

行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定められる新株予約権の行使期間の行使開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

日精樹脂は以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき日精樹脂の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、日精樹脂の取締役会決議又は、会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、日精樹脂の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 日精樹脂が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 日精樹脂が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ. 日精樹脂が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ. 日精樹脂の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について日精樹脂の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について日精樹脂の承認を要すること又は当該種類の株式について日精樹脂が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

別紙3 GMS グループ株式会社が発行する新株予約権

	①第1回新株予約権	②第2回新株予約権	③第3回新株予約権
付与日	2026年4月1日	2026年4月1日	2026年4月1日
権利確定条件	本持株会社又は本持株会社が直接又は間接に支配する会社（以下「グループ会社」という。）のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026年4月1日～ 2046年7月15日	2026年4月1日～ 2047年7月13日	2026年4月1日～ 2048年7月12日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に2を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注1）	新株予約権1個に対して普通株式100株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注2）		
新株予約権の行使の条件	（注3）		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）		

	④第4回新株予約権	⑤第5回新株予約権	⑥第6回新株予約権
付与日	2026年4月1日	2026年4月1日	2026年4月1日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026年4月1日～ 2049年7月14日	2026年4月1日～ 2050年7月13日	2026年4月1日～ 2051年7月11日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に2を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注1）	新株予約権1個に対して普通株式100株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注2）		
新株予約権の行使の条件	（注3）		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）		

	⑦第7回新株予約権	⑧第8回新株予約権	⑨第9回新株予約権
付与日	2026年4月1日	2026年4月1日	2026年4月1日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026年4月1日～ 2052年7月10日	2026年4月1日～ 2053年7月13日	2026年4月1日～ 2054年7月12日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に2を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注1）	新株予約権1個に対して普通株式100株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注2）		
新株予約権の行使の条件	（注3）		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）		

	⑩第 10 回新株予約権	⑪第 11 回新株予約権	⑫第 12 回新株予約権
付与日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026 年 4 月 1 日～ 2055 年 7 月 13 日	2026 年 4 月 1 日～ 2056 年 7 月 12 日	2026 年 4 月 1 日～ 2057 年 7 月 11 日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に 2 を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注 1）	新株予約権 1 個に対して普通株式 100 株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注 2）		
新株予約権の行使の条件	（注 3）		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注 4）		

	㊸第 13 回新株予約権	㊹第 14 回新株予約権	㊺第 15 回新株予約権
付与日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026 年 4 月 1 日～ 2058 年 7 月 10 日	2026 年 4 月 1 日～ 2059 年 7 月 16 日	2026 年 4 月 1 日～ 2060 年 7 月 14 日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に 2 を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注 1）	新株予約権 1 個に対して普通株式 100 株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注 2）		
新株予約権の行使の条件	（注 3）		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注 4）		

（注）

1. 新株予約権の目的となる株式の数

本持株会社が、新株予約権の割当日後、本持株会社の普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が本持株会社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会終結の日の翌日以降これを適用する。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①にかかわらず、本持株会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、本持株会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は本持株会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、本持株会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、本持株会社の取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③その他の条件については、本持株会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

本持株会社が合併（本持株会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ本持株会社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ本持株会社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下に同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定められる新株予約権の行使期間の行使開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

本持株会社は以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき本持株会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、本持株会社の取締役会決議がなされた場合）は、本持株会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 本持株会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 本持株会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ. 本持株会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ. 本持株会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について本持株会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について本持株会社の承認を要すること又は当該種類の株式について本持株会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5. 本持株会社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	日精樹脂工業	TOYO イノベックス
株式移転比率	2	1.51

(注1) 株式の割当比率

日精樹脂工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株、TOYO イノベックスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.51株をそれぞれ割当交付いたします。ただし、上記株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が起きた場合、両社協議の上で変更することがあります。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。本株式移転により、両社の株主の皆様へ割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場（テクニカル上場）申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、本株式移転により1単元（100株）以上の共同株式会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。なお、本株式移転により1単元（100株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社に定める予定の定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(注3) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 75,805,530株

日精樹脂工業の発行済株式総数22,272,000株（2025年9月30日時点）、TOYO イノベックスの発行済株式総数20,703,000株（2025年9月30日時点）に基づいて算出しております。なお、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しています。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状においては未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

① 割当ての内容及び理由

上記「4. 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠」の「(1). 株式移転比率」に記載の株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、日精樹脂工業はSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、TOYO

イノベックスは山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてそれぞれ選定し、2025年11月13日付けで、株式移転比率に関する算定書を取得しました。

両社は、当該ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による助言及び算定結果並びに下記「④ 公正性を担保するための措置」の「イ 独立した法律事務所からの助言」に記載の両社それぞれの法務アドバイザーからの法的助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「4. 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠」の「（1）. 株式移転比率」に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025年11月14日に開催された両社の取締役会において本株式移転比率を決定し、合意いたしました。

② 算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び当事会社との関係

日精樹脂工業の第三者算定機関であるSMB C日興証券及びTOYOイノベックスの第三者算定機関である山田コンサルは、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ 算定の概要

SMB C日興証券は、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、日精樹脂工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を割り当てる場合に、TOYOイノベックスの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.49～1.54
DCF法	1.01～3.19

市場株価法においては、2025年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所に

おける算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づくキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。

SMB C日興証券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。SMB C日興証券の株式移転比率の算定は、2025年11月14日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、日精樹脂工業の財務予測その他将来に関する情報については、日精樹脂工業の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、TOYOイノベックスの財務予測その他将来に関する情報については、TOYOイノベックスの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に伴い両社の財務状況が推移することを前提としております。

なお、SMB C日興証券がDCF法による算定の前提とした両社の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。また、SMB C日興証券がDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までの日精樹脂工業の事業計画については、最新の経営環境を反映して保守的に試算した3カ年の数値を用いておりますが、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期の営業利益は、在庫の評価減などが影響するものと仮定し算定の前提とした事業計画では大幅な減益を見込んでおります。2027年3月期から2028年3月期の各期において、大型機や専用機などの付加価値及び利益率の高い商品の販売を伸長させることで、大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加に加えて、運転資本増加額の減少により前事業年度から大幅な増加となる見込みです。

また、SMB C日興証券がDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までのTOYOイノベックスの事業計画については、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期の営業利益は、市況回復による足元の受注状況及び大型ダイカストマシンの部品先行手配の実施による

短納期化等の販売強化等の要因により、前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加に加えて、運転資本増加額の減少により前事業年度から大幅な増加となる見込みです。2027年3月期の営業利益は、市況回復の影響に加え、アジア重点地域を中心としたグローバルでの拡販と、日本国内の休眠顧客の再開拓等の施策により前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは売上拡大に伴う運転資本増加額の増加により、前事業年度から大幅な減少となる見込みです。2028年3月期の営業利益は、前年までの施策を継続しつつ、さらなる大型ダイカストマシンの拡販努力や生産体制の合理化、原価低減活動の推進等により前事業年度から大幅な増益となる見込みです。さらに、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加により、前事業年度から大幅な増加となる見込みです。

他方、山田コンサルは、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、DCF法を採用し、算定を行いました。

市場株価法においては、2025年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づくキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、日精樹脂工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を割り当てる場合に、TOYOイノベックスの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.47～1.64
DCF法	1.20～2.54

山田コンサルは、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及

び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。山田コンサルの株式移転比率の算定は、2025年11月14日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、日精樹脂工業の財務予測その他将来に関する情報については、日精樹脂工業の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、TOYOイノベックスの財務予測その他将来に関する情報については、TOYOイノベックスの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に伴い両社の財務状況が推移することを前提としております。

なお、山田コンサルがDCF法による算定の前提とした両社の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。また、山田コンサルがDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までの日精樹脂工業の事業計画については、最新の経営環境を反映して保守的に試算した3カ年の数値を用いておりますが、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期の営業利益は、在庫の評価減などが影響するものと仮定し算定の前提とした事業計画では大幅な減益を見込んでおります。2027年3月期から2028年3月期の各期において、大型機や専用機などの付加価値及び利益率の高い商品の販売を伸長させることで、大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加に加えて、運転資本増加額の減少により前事業年度から大幅な増加となる見込みです。また、山田コンサルがDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までのTOYOイノベックスの事業計画については、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期の営業利益は、市況回復による足元の受注状況、また大型ダイカストマシンの部品先行手配の実施による短納期化等の販売強化等の要因により、前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加に加えて、運転資本増加額の減少により前事業年度から大幅な増加となる見込みです。2027年3月期の営業利益は、市況回復の影響に加え、アジア重点地域を中心としたグローバルでの拡販と、日本国内の休眠顧客の再開拓等の施策により前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは売上拡大に伴う運転資本増加額の増加により、前事業年度から大幅な減少となる見込みです。2028年3月期の営業利益は、前年までの施策を継続しつつ、さらなる大型ダイカストマシンの拡販努力や生産体制の合理化、原価低減活動の推進等により前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加により、前事業年度から大幅な増加となる見込みです。

③ 上場廃止となる見込み及び当社の上場申請等に関する事項

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行う予定です。上場日は共同持株会社の設立登記日である2026年4月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2026年3月30日に日精樹脂工業は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）を、TOYOイノベックスは東京証券取引所をそれぞれ上場廃止となる予定です。

なお、当社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則により決定されます。

④ 公正性を担保するための措置

前記「1 組織再編成の目的等 (2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 ア 上場申請会社の概要」に記載のとおり、両社の間には資本関係等は存在せず、本株式移転は独立した当事者間で実施されるものですが、日精樹脂工業は、本株式移転の公正性を担保するという観点から、以下の措置を講じております。

ア 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

日精樹脂工業は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「① 割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関としてSMB C日興証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、日精樹脂工業は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券の分析及び助言を参考としてTOYOイノベックスと交渉・協議を行い、上記「(1)株式移転比率」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年11月14日開催の取締役会において決議いたしました。なお、日精樹脂工業は、SMB C日興証券から、本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

イ 独立した法律事務所からの助言

日精樹脂工業は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである日比谷中田法律事務所から、日精樹脂工業の本株式移転の手續及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、日比谷中田法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。日比谷

中田法律事務所は、日精樹脂工業と顧問契約を締結しておりますが、(a) 日比谷中田法律事務所は日精樹脂工業を含めた多数の依頼者に対し、外部の法律専門家としてサービスを提供している法律事務所であること、(b) 直近事業年度において日精樹脂工業が日比谷中田法律事務所に対し法的助言の対価として支払った金額は少額であること、(c) 本経営統合に関し日比谷中田法律事務所に支払われる法的助言の対価には、本経営統合の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないことから、本経営統合における日精樹脂工業からの独立性に問題はないと判断しております。

他方、TOYOイノベックスは、本株式移転の公正性を担保するという観点から、以下の措置を講じております。

ア 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

TOYOイノベックスは、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「①割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として山田コンサルを選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、TOYOイノベックスは、ファイナンス・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルの分析及び助言を参考として日精樹脂工業と協議を行い、上記「(1)株式移転比率」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年11月14日開催の取締役会において決議いたしました。なお、TOYOイノベックスは、山田コンサルから、本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

イ 独立した法律事務所からの助言

TOYOイノベックスは、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである大江橋法律事務所から、TOYOイノベックスの本株式移転の方法及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、大江橋法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。大江橋法律事務所は、TOYOイノベックスとの間で顧問契約を締結しておりますが、(a) 大江橋法律事務所はTOYOイノベックスを含めた多数の依頼者に対し、外部の法律専門家としてサービスを提供している法律事務所であること、(b) 直近事業年度においてTOYOイノベックスが大江橋法律事務所に対し法的助言の対価として支払った金額は、TOYOイノベックスの社外役員の独立性の基準（直近事業年度においてTOYOイノベックスとの取引におけるTOYOイノベックスからの対価の支払い額がその者の連結売上高の2%超）を下回る少額であること、(c) 本経営統合に関し大

江橋法律事務所に支払われる法的助言の対価には、本経営統合の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないことから、本経営統合におけるTOYOイノベックスからの独立性に問題はないと判断しております。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、日精樹脂工業とTOYOイノベックスとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

当社の定款には、当社の単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当社に請求すること（以下「単元未満株式の買増請求」といいます。）ができる旨の規定がありますが、日精樹脂工業の定款においてはかかる規定がありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

日精樹脂工業又はTOYOイノベックスの株主が、その有する日精樹脂工業の普通株式又はTOYOイノベックスの普通株式につき、日精樹脂工業又はTOYOイノベックスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年1月30日のそれぞれ開催予定の株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ日精樹脂工業又はTOYOイノベックスに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

ア 日精樹脂工業

日精樹脂工業の株主による議決権の行使の方法としては、2026年1月30日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日精樹脂工業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、日精樹脂工業に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合にはいずれも2026年1月29日午後5時20分までに議決

権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日精樹脂工業に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

一方、インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否を登録することが必要になります。

なお、郵送又はインターネットにより重複して議決権を行使した場合において、議決権の行使の内容が異なるものであるときは、日精樹脂工業に最後に到着した行使を有効とさせていただきます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、日精樹脂工業は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

イ TOYOイノベックス

TOYOイノベックスの株主による議決権の行使の方法としては、2026年1月30日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、TOYOイノベックスの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、TOYOイノベックスに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合にはいずれも2026年1月29日午後4時45分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、TOYOイノベックスに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

一方、インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、各

議案に対する賛否を登録することが必要になります。

なお、郵送又はインターネットにより重複して議決権を行使した場合には、TOYOイノベックスに最後に到着した行使を有効とさせていただきます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、TOYOイノベックスは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、両社の基準時における最終の株主名簿に記録された株主に割り当てられます。

株主は、自己の日精樹脂工業又はTOYOイノベックスの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 新株予約権の買取請求権の行使の方法について

ア 日精樹脂工業

本株式移転に際して、日精樹脂工業が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り、）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

イ TOYOイノベックス

TOYOイノベックスは、本有価証券報告書提出日において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

② 当該組織再編によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される共同持株会社の新株予約権は、基準時における日精樹脂工業の新株予約権原簿に記載又は記録された日精樹脂工業の新株予約権者に割り当てられます。当該新株予約権者は、共同持株会社の新株予約権原簿に記載又は記録されることにより、共同持株会社の新株予約権を受け取ることができます。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、④日精樹脂工業においてはTOYOイノベックスの、TOYOイノベックスにおいては日精樹脂工業の最終事業年度に係る計算書類等の内容、⑤日精樹脂工業においてはTOYOイノベックスの、TOYOイノベックスにおいては日精樹脂工業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下「重要な財産の処分等」といいます。）、並びに⑥日精樹脂工業においては日精樹脂工業の、TOYOイノベックスにおいてはTOYOイノベックスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、両社の本店に2026年1月15日よりそれぞれ備え置く予定です。

①の書類は、2025年11月14日開催の両社の取締役会において承認された株式移転計画です。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③の書類は、本株式移転に際して日精樹脂工業の新株予約権を有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する共同持株会社の新株予約権の内容、数及び割当てに関する事項が相当であることを説明した書類です。④の書類は、TOYOイノベックスの2025年3月期の計算書類等又は日精樹脂工業の2025年3月期の計算書類等に関する書類です。⑤の書類は、日精樹脂工業においてはTOYOイノベックスの2025年3月期の、TOYOイノベックスにおいては日精樹脂工業の2025年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。⑥の書類は、日精樹脂工業においては日精樹脂工業の2025年3月期の、TOYOイノベックスにおいてはTOYOイノベックスの2025年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、日精樹脂工業又はTOYOイノベックスの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①乃至⑥に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本経営統合契約及び本株式移転計画承認取締役会（両社）	2025年11月14日
本経営統合契約の締結及び本株式移転計画の作成（両社）	2025年11月14日
臨時株主総会に係る基準日公告日（両社）	2025年11月20日
臨時株主総会に係る基準日（両社）	2025年12月5日

株式移転計画承認臨時株主総会（両社）	2026年1月30日
東京証券取引所最終売買日（両社）	2026年3月27日（予定）
名古屋証券取引所最終売買日（日精樹脂工業）	2026年3月27日（予定）
東京証券取引所上場廃止日（両社）	2026年3月30日（予定）
名古屋証券取引所上場廃止日（日精樹脂工業）	
本株式移転効力発生日（共同持株会社設立登記日） 共同持株会社株式上場日	2026年4月1日（予定）

（注） 上記は現時点での予定であり、本経営統合及び本株式移転の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更することがあります。

（3）組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

①普通株式について

日精樹脂工業又はTOYOイノベックスの株主が、その有する日精樹脂工業の普通株式又はTOYOイノベックスの普通株式につき、日精樹脂工業又はTOYOイノベックスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年1月30日のそれぞれ開催予定の株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ日精樹脂工業又はTOYOイノベックスに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記株主総会の決議の日（2026年1月30日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

②新株予約権について

日精樹脂工業

本株式移転に際して、日精樹脂工業が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

TOYOイノベックス

TOYOイノベックスは、本有価証券報告書提出日において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

第2【統合財務情報】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の当社

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、両社の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりです。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高	(百万円)	74,517
経常利益	(百万円)	△84
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	△769

(3) 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる両社の最終連結会計年度に係る主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

① 日精樹脂工業

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	41,604	48,731	52,205	47,068	47,493
経常利益 (百万円)	1,070	2,940	2,995	321	343
親会社株主に帰属 する当期純利益又 は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△)	598	2,680	2,225	△502	76
包括利益 (百万円)	716	3,618	3,991	788	2,745
純資産額 (百万円)	33,851	36,938	40,053	39,789	41,896

総資産額 (百万円)	64,364	68,852	78,035	83,608	86,479
1株当たり純資産額 (円)	1,717.73	1,868.26	2,037.08	2,072.65	2,166.60
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	30.71	137.43	114.13	△26.16	3.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	30.15	134.71	111.63	-	3.92
自己資本比率 (%)	52.0	52.9	50.9	47.2	48.6
自己資本利益率 (%)	1.8	7.7	5.6	△1.3	0.2
株価収益率 (倍)	33.3	7.3	8.7	-	211.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,693	1,619	△4,155	△8,222	△3,824
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△540	△777	△1,576	△4,244	△1,123
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,831	△4,238	6,127	9,268	3,181
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	14,119	10,601	11,301	8,454	6,750
従業員数 (名)	1,306 (112)	1,304 (110)	1,284 (118)	1,353 (118)	1,268 (120)

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、派遣社員・嘱託・パートタイマーを含んでおります。
- 3 第68期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在するものの当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 第68期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

② TOYOイノベーションズ
主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	24,870	33,273	35,298	28,842	27,024

経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△101	1,970	1,538	△64	△427
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△244	1,277	648	△1,293	△845
包括利益 (百万円)	△136	1,715	1,050	△739	△164
純資産額 (百万円)	18,130	19,595	19,985	18,584	17,657
総資産額 (百万円)	28,578	31,141	31,901	30,062	30,100
1株当たり純資産額 (円)	867.03	940.49	955.97	883.30	835.82
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△11.87	62.21	31.59	△62.99	△41.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.4	62.0	61.5	60.3	56.8
自己資本利益率 (%)	-	6.88	3.33	-	-
株価収益率 (倍)	-	10.16	18.68	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,778	△550	256	552	△1,344
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,321	△315	△565	△643	△645
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△344	540	△470	△370	431
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	7,183	7,143	6,502	6,167	4,829
従業員数 (名)	780	778	774	767	756

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第147期、第150期、第151期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第148期の期首から適用しており、第148期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 第147期、第148期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。また、過年度の決算訂正を行い、2023年7月31日に訂正報告書を提出しております。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第一部 組織再編成に関する情報－第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

- | | |
|-------------|---|
| 2025年11月14日 | 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、本株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会決議により経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成いたしました。 |
| 2026年1月30日 | 両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。 |
| 2026年4月1日 | 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。 |

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYO イノベックスについては2025年6月23日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は射出成形機・関連商品、ダイカストマシン及び周辺自動機・関連商品の製造、販売等を行う会社の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる日精樹脂工業及びTOYO イノベックスの事業の内容は以下のとおりです。

（1）日精樹脂工業

日精樹脂工業グループ（日精樹脂工業及び日精樹脂工業の子会社）は、日精樹脂工業及び連結子会社23社、非連結子会社5社で構成されており、射出成形機及びその関連製品（周辺機器、部品、金型等）の製造販売を主な事業内容とする専門メーカーであり、更にこれに関連する事業活動を展開しております。

日精樹脂工業グループの事業内容及び日精樹脂工業と子会社の当該事業に係る位置づけ並びにセグメントとの関連は、次の通りであり、セグメントと同一の区分によっております。

① 日本

主力製品である射出成形機のほか、周辺機器、部品、金型等につきましては、日精樹脂工業にて製造または仕入を行い、国内ユーザー及び主として海外販売子会社へ販売しております。なお、製品ごとの内容は次の通りであります。

・射出成形機

日精樹脂工業が製造するほか、作業工程の一部を、協力会社並びに日精樹脂工業の連結子会社である日精塑料機械（太倉）有限公司、日精塑料機械（海塩）有限公司、NISSEI PLASTIC MACHINERY（THAILAND）CO.,LTD.、NISSEI

AMERICA, INC.、日精メタルワークス株式会社、日精ホンママシナリー株式会社に委託しております。

- ・ 周辺機器

日精樹脂工業で仕入れております。また、製品の一部は、日精樹脂工業が製造するほか、協力会社に依頼しております。

- ・ 部品

日精樹脂工業で仕入れております。また、製品の一部は、日精樹脂工業が製造しております。

- ・ 金型等

日精樹脂工業で仕入れております。また、製品の一部は、日精樹脂工業が製造するほか、協力会社に依頼しております。

このほか、日精樹脂工業の連結子会社である日精ホンママシナリー株式会社において金属加工機械の製造・販売を行っております。また連結子会社である株式会社日精テクニカにおいて、損害保険代理店業務、ファクタリング業務等を行っております。

② 欧米地域

射出成形機の製造を、日精樹脂工業の連結子会社である NISSEI AMERICA, INC. が行っております。また、主として日精樹脂工業の連結子会社である NISSEI AMERICA, INC.、NISSEI MEXICO, S. A. DE C. V. を通して、射出成形機及び周辺機器、部品、金型等の販売を行っております。

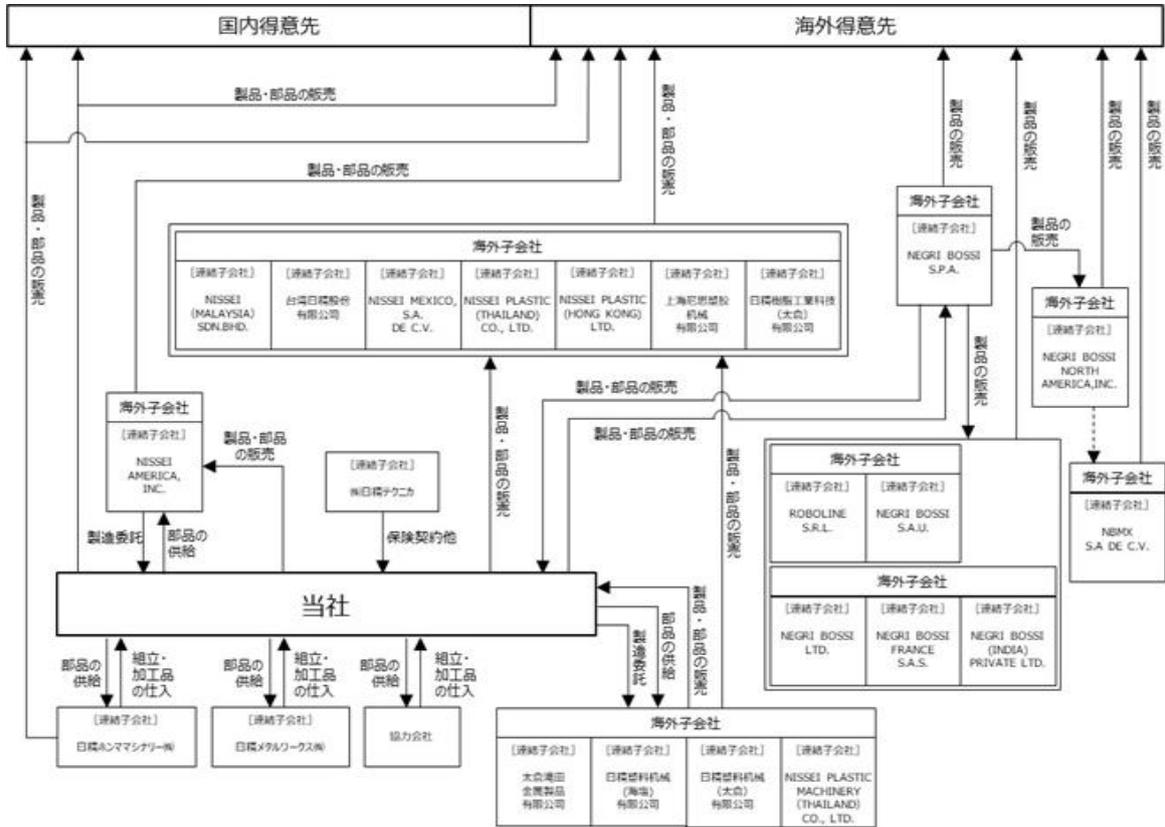
このほか、日精樹脂工業の連結子会社である NEGRI BOSSI S. P. A. において同社ブランドの射出成形機及び周辺機器等の製造・販売を行っております。また、連結子会社である ROBOLINE S. R. L.、NEGRI BOSSI S. A. U.、NEGRI BOSSI LTD.、NEGRI BOSSI FRANCE S. A. S.、NEGRI BOSSI (INDIA) PRIVATE LTD. を通して射出成形機及び周辺機器等の販売を行っております。

③ アジア地域

射出成形機の製造を、日精樹脂工業の連結子会社である日精塑料机械（太倉）有限公司、日精塑料机械（海塩）有限公司及び NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. が行っております。このほか作業工程の一部を連結子会社である太倉滝田金属製品有限公司に委託しております。

また、主として日精樹脂工業の連結子会社である NISSEI (MALAYSIA) SDN. BHD.、台湾日精股份有限公司、NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD.、NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD.、上海尼思塑胶机械有限公司、日精樹脂工業科技（太倉）有限公司を通して、射出成形機及び周辺機器、部品、金型等の販売を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



(2) TOYO イノボックス

TOYO イノボックスグループ (TOYO イノボックス及び関係会社) は、TOYO イノボックス、連結子会社 10 社、関連会社 1 社及び関連会社の子会社 1 社で構成されており、射出成形機及びダイカストマシンの製造販売を主な事業として、取り組んでおります。TOYO イノボックスグループは経営上の意思決定及び経営成績の評価は単一セグメントにより行っておりますが、主力製品との関連及び当該製品に係る各社の位置づけは次のとおりであります。

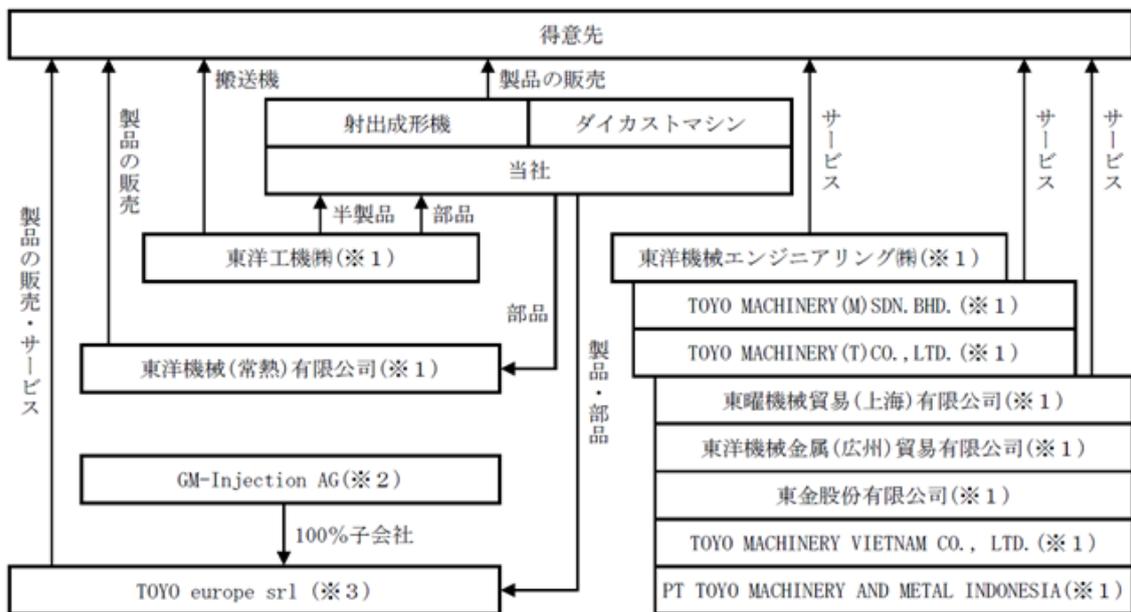
[射出成形機]

主な製品は、プラスチック射出成形機及びその周辺機器、またその部品等であり、TOYO イノボックスが製造販売するほか、TOYO イノボックスの技術指導に基づき、東洋機械 (常熟) 有限公司が射出成形機を製造販売しております。また、東洋機械エンジニア リング株式会社、TOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.、TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.、東曜機械貿易 (上海) 有限公司、東洋機械金属 (広州) 貿易有限公司、東金股份有限公司、TOYO MACHINERY VIETNAM CO., LTD.、PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIA 及び TOYO europe srl が、TOYO イノボックスが販売する成形機の保守サービス・据付工事を行い、同時に販売支援を行っております。

[ダイカストマシン]

主な製品は、ダイカストマシン及びその周辺機器、またその部品等であり、TOYO イノベックスが製造販売するほか、TOYO イノベックスの技術 指導に基づき、東洋工機株式会社にその周辺機器等を製造委託し、東洋機械（常熟）有限公司がダイカストマシンを 製造販売しております。また、東洋機械エンジニアリング株式会社、TOYO MACHINERY (M)SDN. BHD.、TOYO MACHINERY (T)CO., LTD.、東曜機械貿易（上海）有限公司、東洋機械金属（広州）貿易有限公司、東金股份有限公司、TOYO MACHINERY VIETNAM CO., LTD. 及び PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIA が、TOYO イノベックスが販売するダイカストマシンの保守サービス・据付工事を行い、同時に販売支援を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



(※1) 連結子会社

(※2) 持分法適用関連会社

(※3) 持分法適用関連会社の子会社

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両社それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) . 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる日精樹脂工業の2025年3月31日現在の従業員の状況及びTOYOイノボックスの2025年3月31日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

① 日精樹脂工業

ア 連結会社の状況

(2025年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (名)
日本	563 (120)
欧米地域	321
アジア地域	384
合計	1,268 (120)

(注) 1 従業員数は就業人員数(日精樹脂工業グループからグループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、派遣社員・嘱託・パートタイマーを含んでおります。

イ 日精樹脂工業の状況

(2025年3月31日現在)

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
466 (84)	46.4	19.2	5,498,115

セグメントの名称	従業員数 (名)
日本	466 (84)
欧米地域	-
アジア地域	-
合計	466 (84)

(注) 1 従業員数は就業人員数(日精樹脂工業から社外への出向者を除き、社外から日精樹脂工業への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、派遣社員・嘱託・パートタイマーを含んでおります。

3 平均年間給与は、正社員の平均年間給与であり賞与及び基準外賃金を含んでおります。

② TOYO イノベックス
ア 連結会社の状況

(2025年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (名)
営業部門	177
設計・開発部門	112
生産部門	390
管理部門	77
合計	756

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 単一セグメントであるため、就業部門別の従業員数を記載しております。

イ TOYO イノベックスの状況

(2025年3月31日現在)

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
528	43.30	14.18	5,573,640

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. TOYO イノベックスは、単一セグメントであるため、一括して記載しております。

(3) 労働組合の状況

① 当社

当社は新設会社ですので、未定です。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となる両社の労働組合の状況は以下のとおりです。

ア 日精樹脂工業

日精樹脂工業には、日精樹脂工業労働組合が組織されており、2025年3月31日現在の組合員数は324名（関係会社への出向者を含む。）であります。労使関係につきましては、良好であり特に記載すべき事項はありません。

イ TOYO イノベックス

TOYO イノベックスの労働組合は332名（2025年3月31日現在）の組合員により構成され、産業別労働組合 J AM山陽兵庫県連に属しております。労使関係について特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 当社
当社は新設会社ですので、未定です。

② 連結会社の状況

ア 日精樹脂工業

当社の完全子会社となる日精樹脂工業の最終事業年度末日（2025年3月31日）における管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異につきましては、以下のとおりです。

(イ) 日精樹脂工業の状況

最終事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2.	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
6.3	117.0	70.9	77.4	63.9

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

(注) 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

(ロ) 連結子会社の状況

連結子会社におきましては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

イ TOYO イノベックス

当社の完全子会社となる TOYO イノベックスの最終事業年度末日（2025年3月31日）における管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異につきましては、以下のとおりです。

(イ) TOYO イノボックスの状況

最終事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2.	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1.		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
3.4	46.2	61.0	76.2	—

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

(ロ) 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の概要については、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYO イノベックスについては2025年6月23日提出）及び、両社の半期報告書（両社2025年11月14日提出）をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両社のサステナビリティに関する考え方及び取組については、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYO イノベックスについては2025年6月23日提出）をご参照ください。

3【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記（1）のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記（2）及び（3）のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものです。

（1）経営統合に関するリスク

当社の設立は2026年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば次のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、経営統合契約で定めた内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（2）日精樹脂工業の事業等のリスク

本報告書に記載した事業の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

① 日精樹脂工業グループの事業内容及び事業状況に内在する固有のリスク要因

ア 特定製品への依存度が高いことについて

日精樹脂工業グループの中核的な事業は、射出成形機および関連機器の製造・販売であり、連結売上高合計に占める射出成形機売上高の構成比が約7割と高い水準で推移しております。

射出成形機市場においては一定の更新需要が見込まれることに加え、日精樹脂工業グループにおいても新製品の開発等により常に新規需要を喚起しておりますが、内外の景気動向、特に産業機械分野の設備投資マインドの低下等により射出成形機の需要が停滞した場合、グループ全体の収益低下に直結するおそれがあります。

イ 自然災害および感染症拡大に伴うリスク

日精樹脂工業グループは、世界に販売・生産拠点を有しており、拠点ごとに事業継続リスクを検討し、BCP マニュアルの策定、運用及びBCP 訓練の定期実施等の対策を講じておりますが、地震、水害、台風、竜巻等の自然災害による地域経済の停滞及び新型コロナウイルス感染症等の感染症が拡大することによる世界経済の停滞から日精樹脂工業グループの従業員の健康被害、事業所閉鎖による事業活動の停滞、各国の渡航制限および顧客の工場入場制限等による営業活動縮小、都市封鎖等による生産拠点の閉鎖、サプライチェーンの縮小等の収益低下に直結するおそれがあります。

ウ 気候変動に伴うリスク

日精樹脂工業グループが製造、販売するプラスチック射出成形機により生産されるプラスチック製品につきましては、人間社会を豊かにしてきた半面、マイクロプラスチック問題等の環境問題が生じております。日精樹脂工業では1990年代より環境に配慮した生分解性樹脂の利用技術・応用技術の研究開発に継続的に取り組んでおり自社ブランドの射出成形システム及び成形技術を上市し拡販を進めておりますが、気候変動に伴う自然災害の増加リスクの他、世界規模で従来プラスチック製品の製造規制または使用が禁止される等により射出成形機の需要が縮小し、グループ全体の収益低下に直結するおそれがあります。

エ 為替レートの変動について

日精樹脂工業グループは、アジア、アメリカ、ヨーロッパ地域を含む世界各地で製品を販売しており、最近の海外売上高比率は概ね7割程度と高い水準で推移しております。

製品の多くは円建てのほか、各国通貨建決済により海外販売子会社を通じて販売されておりますが、特に売上高の主要部分を占める米ドル建取引、元建取引およびユーロ建取引に係る売上債権について為替リスクを有しております。通常、円高はグループの業績に悪影響を及ぼし、円安は好影響をもたらす傾向があります。

また、日精樹脂工業の各海外販売子会社との円建取引につきましては、各子会社において支払債務を現地通貨から円換算する際、為替レートの変動に伴う差損益が発生し、結果としてグループの業績が影響を受ける場合があります。

こうした状況に対し、為替レートの短期的な変動による悪影響を最小限にするため、種々の為替ヘッジを行っておりますが、極端な為替レートの変動は、日精樹脂工業グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② その他、継続企業として潜在的に負っているリスク要因

ア 海外市場に潜在するリスクについて

日精樹脂工業グループの海外市場における事業展開には、特に、次に掲げるようなリスク要因が内在しております。

- (イ) 予期しない法律及び規制の変更等
- (ロ) 政治または経済環境の変動
- (ハ) テロ、戦争、その他の要因による社会的混乱

イ 製品の欠陥に対するリスクについて

日精樹脂工業グループは、一定の基準に従い、品質及び安全管理に相当の注意を払いつつ製品を製造しております。しかし、製品について全く欠陥が発生しないという保証をしているわけではありません。製品の欠陥によるリコールや製造物賠償責任の発生等により、日精樹脂工業グループの業績及び財政状態が悪影響を受ける可能性があります。

ウ 資金調達に関するリスクについて

日精樹脂工業グループは、専ら営業収益及び金融機関からの借入により事業活動に必要な運転資金を確保しております。従って、市況の悪化等の要因により売上・利益水準の低下が継続した場合、グループの資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

(3) TOYO イノベックスの事業等のリスク

本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

① 地政学リスク・安全保障輸出管理について

TOYO イノベックスグループは製品の約70%を輸出しており積極的に海外展開を行っておりますが、海外において経済摩擦、武力衝突が生じた場合及びサプライチェーンの断絶により生産停止となった場合、TOYO イノベックスグループの財政状態や経営成績は影響を受ける可能性があります。

また、海外への製品や部品の輸出あるいは技術の提供を行う際には、外国為替及び外国貿易法とその関連法令に定められた安全保障輸出管理に係る規定を遵守して実施することが求められております。これらに違反した場合、懲役、罰金などの刑罰や輸出禁止の行政制裁などが科せられることが定められており、国際情勢の変化による規制の強化などによっても、売上・利益に重大な影響を及ぼす可能性があります。TOYO イノベックスグループは、販売地域の見直し及び調達先の分散化等を図るとともに、安全保障輸出管理体制を整備し、コンプライアンス経営を推進することによりリスクの低減に努めております。

② 競争環境の激化について

TOYO イノベックスグループの主力製品である射出成形機については、競合企業が多く、低コスト・短納期を強みとする中国企業の台頭による更なる競争の激化も懸念され、価格競争により収益性が悪化する可能性があります。TOYO イノベックスグ

グループでは、製品の品質、保守・サービスの向上、短納期の競争力の強化に努めるとともに、顧客の商品価値を高める TOYO イノベックス独自技術を活かした顧客ニーズに対応するカスタマイズ提案などにより、付加価値を上げて製品の販売単価を維持するように努めております。また、中国では増設した常熟第3工場による更なる現地生産の拡大を図り、短納期化に伴う競争力の向上に努めてまいります。

③ 部品の調達難について

TOYO イノベックスの製品に使用される部品の不足に伴う納期の遅れが顕著になってきた場合、これに連動して TOYO イノベックス製品の生産に影響し、顧客への納期遅れが懸念され、受注・売上が減少し、経営成績が悪化する可能性があります。

TOYO イノベックスグループでは、設計の見直しや複数社購買に努め、生産計画に基づいた安定した調達を維持するよう努めております。

④ 顧客の技術革新について

TOYO イノベックスグループでは、顧客の技術革新に対して製品をモデルチェンジすることで対応する必要があります。これに対応できない場合は、販売単価の下落やマーケットシェアの低下により経営成績が悪化する可能性があります。TOYO イノベックスグループでは、市場の動向調査を行い、製品リリース計画に基づいた製品開発に努めております。また、各国の規制などの的確な情報収集や分析を行い、適正な製品開発にも努めております。

⑤ 新型コロナウイルス感染症等のパンデミックの発生について

TOYO イノベックスグループは、アジアを中心とする複数の海外営業拠点において事業を展開しております。新型コロナウイルス感染症拡大のような人類を脅かすパンデミックが発生した場合、人の移動制限、活動の自粛及びロックダウンなどの異常事態により、TOYO イノベックスグループの操業度低下や資金繰り悪化、取引先の倒産、売上債権の回収遅延、サプライチェーンの分断など、TOYO イノベックスグループの事業運営、財政状態や経営成績等に大きな影響を与える可能性があります。TOYO イノベックスグループでは、主要部材の調達の確保、柔軟な製品政策、供給体制の維持に努めることで経営成績等の状況に与える影響を最小限にするよう努めております。

⑥ 原材料価格・輸送費等の上昇について

TOYO イノベックスグループでは、鉄、石油、電力等の原材料の値上がりが顕著になってきた場合、これに連動して TOYO イノベックス製品の原材料費の上昇が懸念され、コストアップを吸収しきれず、経営成績への影響を受ける可能性があります。TOYO イノベックスグループは、海外調達を推進する原価低減活動を通じてコストダウンに努め、また、見積価格に原材料費の上昇を織り込み、販売価格への転嫁に努めております。

⑦ 労働人口の減少について

TOYO イノベックスグループは、TOYO イノベックスグループが必要とする適切な人材を確保できない場合、顧客の技術革新やグローバル化等に対応できずに競争力が低下する懸念があり、TOYO イノベックスグループの財政状態や経営成績は影響を受け

る可能性があります。TOYO イノベックスグループは、高いプロ意識を持った人材が活躍できる職場環境の整備、海外人材やソリューション人材の採用・育成に力を入れることで自社工場のDX化等に努めております。

⑧ 環境問題への対応について

TOYO イノベックスグループは、TOYO イノベックスグループ各国の規制強化や脱プラスチックの加速に伴う受注減少、気候変動に伴うビジネス継続に対する懸念があり、TOYO イノベックスグループの財政状態や経営成績は影響を受ける可能性があります。TOYO イノベックスグループは、各国の規制等の適格な情報収集と分析を行い、それらを踏まえた新素材の研究開発や更なる環境負荷低減製品の開発に努めております。また、順次カーボンニュートラルロードマップに沿ったGHG排出量削減とBCPの整備に努めてまいります。

⑨ 人権問題への対応について

TOYO イノベックスグループは、TOYO イノベックスグループのサプライチェーンにおいて人権問題が発生した場合に、取引先の変更を余儀なくされた結果、事業活動への悪影響が懸念され、TOYO イノベックスグループの財政状態や経営成績は影響を受ける可能性があります。TOYO イノベックスグループは、サプライチェーンへの的確な情報収集に加え、コンプライアンス教育及び人権方針の浸透・徹底に努めております。

⑩ 固定資産の減損・設備等の老朽化について

TOYO イノベックスグループは、既存事業の拡大や競争力強化のため投資を行っています。固定資産の減損に係る会計基準に従い、同資産の貸借対照表計上額について、将来キャッシュ・フローにより回収することができるかを定期的に検証しています。十分なキャッシュ・フローが見込めない場合は、TOYO イノベックスグループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があります。また、設備の老朽化に伴うキャパシティ不足による機会費用が発生する懸念もあります。TOYO イノベックスグループの設備投資計画に対し、経営会議において投資計画の妥当性の審議を行い決定しております。また、重要な投資に関しては、投資後の業績計画と大きく乖離していないかのモニタリング及び対策の検証を行い、その実行に努めております。

⑪ 製品の欠陥について

TOYO イノベックスグループの製品については、全く欠陥が発生しないことを保証するものではなく、製品の欠陥によるリコールや製造物賠償責任の発生等により、TOYO イノベックスグループの財政状態や経営成績は影響を受ける可能性があります。TOYO イノベックスグループは、社内の基準に従って品質及び安全管理を徹底しております。また、過去に起こった不具合から学んだ技術・ノウハウを活かした新製品の開発に努めております。

⑫ 特定の業界への依存について

TOYO イノベックスグループは、射出成形機及びダイカストマシンを製造販売しております。その製品の主な需要先は、携帯電話やパソコン、液晶表示装置の樹脂部品

等のIT業界向けや自動車部品業界向け、また、容器類や雑貨、日用品などの生活用品関連向けが大きな比重を占めております。TOYO イノベックスグループの経営成績は、これらの需要先の設備投資動向に影響を受けやすい傾向があります。TOYO イノベックスグループでは、回復すれば比較的安定市場となる自動車関連のEV化や軽量化などの動向を見据えながら、現時点でも安定した需要が見込める生活用品関連の需要開拓を進めるとともに、医療、第5世代通信（5G）関連その他新規需要を適時にキャッチし、市場開拓に努めております。

⑬ 海外売上高への依存について

TOYO イノベックスグループでは、主に国内で製造して輸出しておりますが、2024年度の海外売上高は18,787百万円となり、海外売上高比率は69.5%と比率が高くなっております。これは中国を中心とするアジアにおける現地顧客や、関連業界において国内生産から海外生産へと移行された日系顧客に対応して、TOYO イノベックスグループが積極的に海外、特に中国への販売に注力したからであります。中国の連結売上高に占める割合は、2024年度は23.1%となっており、主要輸出地域における政治・経済環境等にも影響を受ける可能性があります。また、円高時には価格競争力が低下する可能性もあります。TOYO イノベックスグループは、海外取引においては為替リスクに対するヘッジ目的として、基本は円建契約としているため、為替変動による財務への影響は軽微であります。しかし、円高時には実質価格が上昇することから、為替が変動し安定しない場合、販売価格の低下や発注が手控えられる可能性があります。中国リスクについては他の国に影響が及ばないように中国内でのビジネスを拡大しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYO イノベックスについては2025年6月23日提出）及び、両社の半期報告書（両社2025年11月14日提出）をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYO イノベックスについては2025年6月23日提出）及び、両社の半期報告書（両社2025年11月14日提出）をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の研究開発活動については、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYO イノベックスについては2025年6月23日提出）及び、両社の半期報告書（両社2025年11月14日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両社の主要な設備投資の状況については、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYOイノベックスについては2025年6月23日提出）、日精樹脂工業の訂正有価証券報告書（2025年7月4日提出）及び両社の半期報告書（両社2025年11月14日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYOイノベックスについては2025年6月23日提出）及び両社の半期報告書（両社2025年11月14日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両社の設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYOイノベックスについては2025年6月23日提出）及び、両社の半期報告書（両社2025年11月14日提出）をご参照ください。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

2026年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000,000
計	230,000,000

②【発行済株式】

種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内 容
普通株式	75,805,530	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配 当に関する請求権その他の権利内容 に何ら限定のない、当社における標 準となる株式です。なお、当社は種 類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式です。単元株式 数は100株です。
計	75,805,530	—	—

- 1 日精樹脂工業の発行済株式総数 22,272,000 株 (2025年9月30日時点)、TOYO イノ
ベックスの発行済株式総数 20,703,000 株 (2025年9月30日時点) に基づいて記載し
ており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 両社は、当社の株式について、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」と
いいます。) プライム市場に新規上場申請を行う予定です。
- 3 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社 証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

	①第1回新株予約権	②第2回新株予約権	③第3回新株予約権
付与日	2026年4月1日	2026年4月1日	2026年4月1日
権利確定条件	本持株会社又は本持株会社が直接又は間接に支配する会社 (以下「グル ープ会社」という。) のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の 翌日から10日間以内 (10日目が休日に当たる場合には翌営業日)		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026年4月1日～	2026年4月1日～	2026年4月1日～

	2046年7月15日	2047年7月13日	2048年7月12日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に2を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注1）	新株予約権1個に対して普通株式100株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注2）		
新株予約権の行使の条件	（注3）		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）		

	④第4回新株予約権	⑤第5回新株予約権	⑥第6回新株予約権
付与日	2026年4月1日	2026年4月1日	2026年4月1日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026年4月1日～ 2049年7月14日	2026年4月1日～ 2050年7月13日	2026年4月1日～ 2051年7月11日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に2を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注1）	新株予約権1個に対して普通株式100株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注2）		
新株予約権の行使の条件	（注3）		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）		

	⑦第7回新株予約権	⑧第8回新株予約権	⑨第9回新株予約権
付与日	2026年4月1日	2026年4月1日	2026年4月1日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026年4月1日～ 2052年7月10日	2026年4月1日～ 2053年7月13日	2026年4月1日～ 2054年7月12日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に2を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注1）	新株予約権1個に対して普通株式100株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注2）		
新株予約権の行使の条件	（注3）		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）		

	⑩第 10 回新株予約権	⑪第 11 回新株予約権	⑫第 12 回新株予約権
付与日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026 年 4 月 1 日～ 2055 年 7 月 13 日	2026 年 4 月 1 日～ 2056 年 7 月 12 日	2026 年 4 月 1 日～ 2057 年 7 月 11 日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に 2 を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注 1）	新株予約権 1 個に対して普通株式 100 株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注 2）		
新株予約権の行使の条件	（注 3）		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注 4）		

	⑬第 13 回新株予約権	⑭第 14 回新株予約権	⑮第 15 回新株予約権
付与日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026 年 4 月 1 日～ 2058 年 7 月 10 日	2026 年 4 月 1 日～ 2059 年 7 月 16 日	2026 年 4 月 1 日～ 2060 年 7 月 14 日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に 2 を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注 1）	新株予約権 1 個に対して普通株式 100 株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注 2）		
新株予約権の行使の条件	（注 3）		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注 4）		

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の数

本持株会社が、新株予約権の割当日後、本持株会社の普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が本持株会社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会終結の日の翌日以降これを適用する。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の

金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

- ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、本持株会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、本持株会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は本持株会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、本持株会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、本持株会社の取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③ その他の条件については、本持株会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

本持株会社が合併（本持株会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ本持株会社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ本持株会社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下に同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的であ

る再編対象会社の株式を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定められる新株予約権の行使期間の行使開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

本持株会社は以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき本持株会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、本持株会社の取締役会決議がなされた場合）は、本持株会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 本持株会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 本持株会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ. 本持株会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ. 本持株会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について本持株会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について本持株会社の承認を要すること又は当該種類の株式について本持株会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5. 本持株会社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2026年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減 額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2026年 4月1日	75,805,530 (予定)	75,805,530 (予定)	300	300	75	75

(注) 1 日精樹脂工業の発行済株式総数 22,272,000 株 (2025年9月30日時点)、TOYO イノベックスの発行済株式総数 20,703,000 株 (2025年9月30日時点) に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる両社の所有者別状況は、以下のとおりです。

① 日精樹脂工業

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	21	26	189	44	21	15,293	15,594	-
所有株式数 (単元)	-	47,085	1,949	40,182	3,635	32	129,727	222,610	11,000
所有株式数 の割合 (%)	-	21.15	0.88	18.05	1.63	0.01	58.28	100.00	-

(注) 1 自己株式 3,035,655 株は、「個人その他」に 30,356 単元、「単元未満株式の状況」に 55 株含まれております。
2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式 20 単元が含まれております。

② TOYO イノベックス

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)

	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	単元未満 株式の状況 (株)
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	28	137	44	31	20,881	21,123	-
所有株式数 (単元)	-	167	2,986	52,094	7,849	89	143,398	206,583	44,700
所有株式数 の割合 (%)	-	0.08	1.45	25.22	3.80	0.04	69.42	100.00	-

- (注) 1 自己株式 224,587 株は「個人その他」に 2,245 単元、「単元未満株式の状況」に 87 株含めて記載しております。なお、2025 年 9 月 30 日現在の実質的な所有株式数は、株主名簿上の自己株式数と一致しております。
- 2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が 52 単元含まれております。

(5) 【大株主の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる日精樹脂工業及び TOYO イノベックスの 2025 年 12 月 5 日時点の株主の状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案した当社の 2026 年 4 月 1 日時点で想定される大株主の状況は以下の通りです。

2026 年 4 月 1 日時点 (予定)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
清原達郎	東京都港区	5,395	7.77
(有) アオキエージェンシー	長野県埴科郡坂城町大字南条 6037	3,778	5.44
日精樹脂工業取引先持株会	長野県長野市大字南条 2110	3,235	4.66
日本マスタートラスト信託銀行 (信託口)	東京都港区赤坂 1 丁目 8-1	3,010	4.34
(株) 日本製鋼所	東京都品川区大崎 1 丁目 11-1 号	2,189	3.15
UBE マシナリー (株)	山口県宇部市小串字沖ノ山 1980	2,189	3.15
八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田 178-8	1,899	2.74
依田徳積	長野県上田市	1,242	1.79

(株) マルカ	大阪府大阪市中央区南新町2丁目2番5号	939	1.35
(株) 山善	大阪府大阪市西区立売堀2丁目3番16	906	1.31
計	—	24,786	35.72

- (注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2 所有株式数比率は小数第3位を四捨五入して算出しております。
3 日精樹脂工業の発行済株式総数 22,272,000 株(2025年12月5日時点)及び TOYO イノベックスの発行済株式総数 20,703,000 (2025年12月5日時点)に基づいて、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、基準時においてそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買取請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。)を消却することを予定しているため日精樹脂工業及び TOYO イノベックスが2025年12月5日時点でそれぞれ保有する自己株式(日精樹脂工業:3,035,655株、TOYO イノベックス:224,781株)、については上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状においては未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる両社の議決権の状況は以下のとおりです。

ア 日精樹脂工業

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,035,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,225,400	192,254	—
単元未満株式	普通株式 11,000	—	—
発行済株式総数	22,272,000	—	—
総株主の議決権	—	192,254	—

- (注) 1 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株（議決権20個）含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、日精樹脂工業所有の自己株式55株が含まれております。

イ TOYO イノベックス

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 224,500	-	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 20,433,800	204,338	同上
単元未満株式	普通株式 44,700	-	同上
発行済株式総数	20,703,000	-	-
総株主の議決権	-	204,338	-

- (注) 1 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,200株（議決権52個）含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には TOYO イノベックス所有の自己株式87株が含まれております。

②【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2026年4月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となる両社の自己株式については、以下のとおりです。

ア 日精樹脂工業

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式の割合（%）
（自己株保有株式） 日精樹脂工業株式会社	長野県埴科群坂 城町大字南条 2110番地	3,035,600	-	3,035,600	13.63
計	-	3,035,600	-	3,035,600	13.63

- (注) 1 株主名簿上の取得自己名義株式数は、実質的に日精樹脂工業が所有しております。

イ TOYO イノベックス

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式の割合(%)
(自己株保有株式) TOYO イノベックス株式会社	兵庫県明石市二見町福里字西之山 523 番の 1	224,500	-	224,500	1.08
計		224,500	-	224,500	1.08

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な企業価値の向上と配当及び自己株式の取得の実施を通じて、株主へ利益を還元していくことを重要な経営課題と位置付けます。

配当については、安定的に実施していく方針とし、業績や財政状態及び配当性向等を総合的に勘案して決定する予定です。また自己株式の取得については、資金需要や経営環境等に応じて、機動的に実施してまいります。内部留保については、中長期的な経営戦略に基づき、将来に向けた企業成長を図るため、研究開発、設備投資等に活用してまいります。

当社の剰余金の配当の基準日につきましては、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定です。

配当の決定機関につきましては、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定める予定です。なお、株主総会決議によって配当の決定を行うことを排除するものではありません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は2026年4月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。当社の完全子会社となる両社のコーポレート・ガバナンスの状況等については、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYO イノベックスについては2025年6月23日提出）をご参照ください。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び健全性を確保し、社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制の整備を進めてまいります。なお、以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本有価証券報告書提出日現在のものを記載しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、グループ全体の経営に関する基本的事項や重要な業務執行の決定を行うとともに、各取締役の業務執行の状況を監督する取締役会、取締役の業務執行を監査する監査等委員会、取締役会の方針に基づき業務執行に係る事項の決定やグループ経営計画・戦略の執行状況の管理を行う経営会議をはじめとした各種会議、委員会を今後設置していく予定です。

ア 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会および、会計監査人を設置いたします。当社は、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役とする指名報酬委員会の設置、人事および報酬に関する意思決定の透明性の確保等により、実効性のあるガバナンス体制の構築を目的として、監査等委員会設置会社を採用する予定です。

なお、会計監査人は太陽有限責任監査法人を予定しております。

イ 取締役・取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員会である取締役を除く。）4名、監査等委員会である取締役4名（うち社外取締役4名）で構成する予定です。経営の基本方針、グループの経営戦略等の重要な業務執行を審議・決定し、又個々の取締役の職務の執行の監督を行います。なお、当社は定款において、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定める予定です。

ウ 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役4名）、監査等委員が取締役として有する取締役会における議決権の行使及び監査等委員でない取締役の人事・報酬に関する意見陳述の行使を通じて、業務執行について監督を行います。なお、監査等委員会は内部監査部門及び会計監査人等と連携して監査を実施してまいります。

③ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする旨を定款で定める予定です。

④ 株主総会の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会の決議によって当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。また、当社は、株主への機動的な利益還元の実施を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

⑦ 取締役の責任限定契約

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるために、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定める予定です。

⑧ その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【役員】の状況】

① 役員一覧

2026年4月1日に就任を予定している共同持株会社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性6名 女性2名 （役員のうち女性の比率25%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日精樹脂工業の株式数 (2) 所有するTOYOイノボックスの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数

代表取締役 会長兼 CEO	依田 穂積	1963年7月30日 生	1989年7月 日精樹脂工業株式会社 入社 1999年5月 NISSEI AMERICA, INC. 取締役副社長 1999年6月 日精樹脂工業株式会社 取締役 2001年4月 同社代表取締役社長 (現) 2020年1月 NEGRI BOSSI S.P.A. 会長(現) 2021年7月 NISSEI AMERICA, INC. 会長(現)	(注) 2	(1)621,210株 (2)0株 (3)1,242,420株
代表取締役 社長兼 COO	田畑 禎章	1961年10月30日 日生	1985年4月 東洋機械金属株式会社 (現 TOYO イノベック ス) 株式会社入社 2002年4月 同社海外営業本部中国 部長 2003年10月 同社海外営業本部アジ ア部長 2011年6月 同社執行役員 営業本部副本部長兼南 アジア営業部長兼欧米 営業部長 2013年1月 同社執行役員 営業本部副本部長 2014年6月 同社取締役 海外営業本部長 2015年1月 同社取締役 営業統括本部長兼海外 営業本部長 2018年6月 同社常務取締役 営業 統括本部長 2019年6月 同社代表取締役社長 (現)	(注) 2	(1)100株 (2)32,600株 (3)49,426株
取締役	今井 昭彦	1964年9月3日 生	1991年10月 日精樹脂工業株式会 社入社 2008年6月 経営企画部企画室長 2010年7月 経営企画部経営企画室 長 2019年7月 経営企画部副部長兼製 販企画室長 2023年6月 執行役員経営企画部長	(注) 2	(1)2,500株 (2)0株 (3)5,000株

			<p>2024年6月 取締役内部監査室担当 兼経営企画部担当兼人事 部担当兼総務部担当 兼コンプライアンス担 当兼リスク管理担当 株式会社日精テクニカ 代表取締役会長（現）</p> <p>2025年6月 常務取締役内部監査室 担当兼経営企画部担当 兼人事部担当兼総務部 担当兼コンプライアンス 担当兼リスク管理担 当（現）</p>		
取締役	酒井 雅人	1969年4月12日 生	<p>1992年4月 東洋機械金属株式会 社（現 TOYO イノベッ クス）株式会社入社</p> <p>2009年4月 同社経理部経理課長</p> <p>2011年4月 同社経理部長 兼 経 理課長</p> <p>2018年4月 同社経営企画室長 兼 経理部長</p> <p>2019年6月 同社執行役員 経営 企画室長 兼 経理部 長（現）</p>	(注) 2	<p>(1) 0株</p> <p>(2) 31,800株</p> <p>(3) 48,018株</p>
社外取締役 （監査等委 員）	スティーヴン ブルース ムーア	1966年10月6日 生	<p>1992年1月 McGraw-Hill 入社 同社モダンプラス チック誌アジア・パ シフィック支局長</p> <p>1999年10月 ケミカル・ウイーク 社入社 同社アジア・ パシフィック担当編 集者</p> <p>2009年4月 インターシーデント 社入社 同社取締役兼精度工 学調査部長</p> <p>2021年6月 MLT ANALYTICS 社 CEO（現）</p> <p>2022年6月 日精樹脂工業株式会 社取締役（現）</p>	(注) 3	<p>(1) 0株</p> <p>(2) 0株</p> <p>(3) 0株</p>

<p>社外取締役 (監査等委員)</p>	<p>西田 治子</p>	<p>1957年8月6日生</p>	<p>1981年4月 三井情報開発株式会社総合研究所入社 1991年7月 同社退社 1992年8月 McKinsey&Company Inc., Japan 入社 2011年1月 同社退社 2011年1月 オフィス・フロンセス代表(現) 2011年1月 一般社団法人IMPACT Foundation Japan 理事・事務局長 2012年3月 公益財団法人パブリックリソース財団理事(現) 2015年11月 一般社団法人Women Help Women 代表理事(現) 2017年9月 特定非営利活動法人日本ビジネスモデル学会代表幹事(現) 2019年8月 株式会社RINNE 取締役(現) 2020年6月 日精樹脂工業株式会社監査役 2022年6月 同社取締役(監査等委員)(現)</p>	<p>(注) 3</p>	<p>(1) 2,600株 (2) 0株 (3) 5,200株</p>
<p>社外取締役 (監査等委員)</p>	<p>佐和 周</p>	<p>1976年8月8日生</p>	<p>1999年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 2002年4月 公認会計士登録 2009年9月 KPMG 税理士法人入社 2009年12月 関西学院大学院経営戦略研究科非常勤講師 2009年12月 税理士登録 2011年4月 佐和公認会計士事務所設立(現) 2023年6月 TOA 株式会社社外監査役(現) 2024年6月 東洋機械金属株式会社(現 TOYO イノベックス)監査役(現)</p>	<p>(注) 3</p>	<p>(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株</p>

社外取締役 (監査等委員)	横澤 靖子	1977年6月11日生	2002年10月 第一東京弁護士会登録 TMI 総合法律事務所入所	(注) 3	(1)0株	
			2010年4月 ヤフー株式会社出向			
			2017年1月 TMI 総合法律事務所 カウンセラー弁護士 (現)			(2)0株
			2018年8月 S a n s a n株式会社 社外取締役 (監査等委員)			(3)0株

- (注) 1 スティーヴン ブルース ムーア氏、西田治子氏、佐和周氏、横澤靖子氏は社外取締役です。
- 2 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、当社の設立日である 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 3 監査等委員である取締役の任期は当社の設立日である 2026 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 4 所有する両社の株式数は、2025 年 12 月 5 日現在の両社株式の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に基準時までには、所有する株式数および当社が発行する新株式数は変動することがあります。
- 5 役職名は、本報告書提出日現在において予定している役職名を記載しております。

② 社外役員の状況

当社は取締役 8 名のうち 4 名を社外取締役とする予定です。社外取締役との人的資本関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役が共同持株会社の企業統治において果たす機能及び役割については、以下に記載のとおりです。

社外取締役氏名	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
スティーヴン ブルース ムーア	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	プラスチック業界専門誌や調査会社の記者・調査員及び取締役を歴任し、プラスチック産業全般に対するグローバルな視点からの高度な知見を有しております。また MLT ANALYTICS 社の CEO として企業経営に対する豊富な知見を有していることから当社の社外取締役として適切であると判断しております。

西田 治子	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	一般社団法人の代表理事等の非営利活動法人の運営に携わっていること及び過去の勤務経験より企業経営、ガバナンスに関する豊富な知見と高い見識を有していることから、当社の社外取締役として適切であると判断しております。
佐和 周	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	公認会計士及び税理士として企業会計に精通する専門家としての見地のほか、経営全般に関する高い見識と国内・海外の税務アドバイザリー業務、海外子会社管理支援及びデュー・ディリジェンス等を通じて国際的な経験を有しております。また、これらの豊富な実務経験を活かし、中立的かつ客観的な視点から取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務及び財務会計的側面からの助言・提言、並びに取締役会における議決権行使を通じた監督業務を担うことが期待できることから、社外取締役として適切と判断しております。
横澤 靖子	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士として企業法務やコンプライアンス等に関する専門的な知識や幅広い見識を有しており、弁護士としての豊富な実務経験を活かし、中立的かつ客観的な視点から取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務及び法律的側面からの助言・提言、並びに取締役会における議決権行使を通じた監督業務を担うことが期待できることから、社外取締役として適切と判断しております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、専門的な知識・経験の見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行う予定です。社外取締役が過半数を占める監査等委員会において、内部監査、会計監査及び内部統制部門とそれぞれの監査計画、監査結果を報告・共有し、情報交換を行い、相互に連携する予定です。当社は、新設会社であるため、詳細は未定です。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査又は監査役監査の状況

当社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。完全子会社となる両社の監査の状況につきましては、以下のとおりです。

ア 日精樹脂工業

(イ) 組織・人員

日精樹脂工業は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しており、コーポレート・ガバナンスの強化・充実のため監査等委員会設置会社を採用しております。

監査等委員会は監査等委員である取締役3名で、常勤監査等委員である取締役1名、社外取締役2名から構成されています。監査等委員会が選定する監査等委員が日精樹脂工業及び日精樹脂工業子会社の業務及び財産の状況を調査するとともに監査等委員会で審議、決議を行うなどして、取締役の職務執行を監査いたします。

監査等委員会の職務を補助する体制といたしましては、監査等委員会室を設置し適正な知識、能力、経験を有するスタッフを配置し、監査等委員会の職務遂行のサポートをいたします。当該スタッフの独立性を確保するため、その異動、評価等に関しては、監査等委員会と事前に協議を行うことといたします。

監査等委員会は、以下の監査等委員である取締役候補者選任基準より選定し、監査等委員会は、最低1名は財務及び会計に相当程度の知見を有するものを含めることとしております。

<監査等委員である取締役候補者選任基準>

日精樹脂工業の監査等委員である取締役候補者の選任につきましては、会社法で定める基準を前提に、会社経営に関する一般的な知識及び取締役・取締役会の在り方について基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、適切な助言を行うために必要な資質を有することを前提に以下の要件のいずれかに該当することを条件としております。同条件に基づき社内取締役3名（代表取締役、常務取締役、業務執行取締役）及び社外取締役4名で構成する指名委員会において議論を行い、監査等委員である取締役候補者を選任し、取締役会で議論の上、決定しております。

- (1) 会社経営、ガバナンスについて相当程度の知見、経験を有する者。
- (2) 財務・会計について相当程度の知見を有する者。
- (3) 企業法務・ガバナンスについて相当程度の知見を有する者。

上記に該当する者であることを前提に、監査等委員である取締役としての資質として以下項目のすべてに該当する者から候補者を選出しております。

- (1) 取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に関する権限の行使などの役割・責務を果たすに当たり、株主からの受託者責任を踏まえて、客観的な立場で適切な判断が行える者。
- (2) 取締役として、率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続調査、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性を有する者。

<監査等委員である社外取締役の選任基準>

日精樹脂工業の有価証券報告書（2025年6月30日提出）に記載しております。

監査等委員会議長は、半田芳直常勤監査等委員が務めております。半田常勤監査等委員は、1986年に日精樹脂工業入社、2011年に内部監査室専門課長、2015年に内部監査室長兼監査役室長を歴任後、2022年に現職に就任しており、会計監査及び業務監査に関する相当程度の知見及び財務、会計に関する知見を有しております。成澤一之監査等委員（社外取締役）は、過去に株式会社八十二銀行の代表取締役を務める等の会社経営に関する高い見識とガバナンスに関する豊富な経験を有しており、2011年に日精樹脂工業社外監査役、2022年より現職に就任いたしました。また、西田治子監査等委員（社外取締役）は、長年に亘り一般社団法人の代表理事等の非営利法人運営に携わっていること及び過去の勤務経験より企業経営、ガバナンスに関する豊富な知見と高い見識を有しており、2020年に日精樹脂工業社外監査役、2022年より現職に就任いたしました。

（ロ）監査等委員会の活動状況

当事業年度におきましては、監査等委員会設置会社として取締役3名で構成される監査等委員会（議長：常勤監査等委員、事務局：監査等委員会室）で取締役会開催に合わせ月次で開催されるほか、必要に応じて随時開催いたしました。当事業年度の開催回数は18回で、監査等委員の出席率は半田芳直常勤監査等委員が100%、成澤一之監査等委員94.4%、西田治子監査等委員100%であります。主に次のような決議、審議・協議、報告をしております。

決議事項

監査等委員会規程の制定、常勤監査等委員の選定、第68期監査計画について等
審議・協議事項

会計監査人の監査報酬に関する同意について等

報告事項

会計監査人による第68期監査計画説明、内部統制の評価範囲について、内部監査室監査計画について等

イ TOYO イノボックス

（イ）人員

有価証券報告書提出日現在、当社の監査役は3名であり、うち2名は独立役員である社外監査役です。社外監査役には、財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者が就任しており、うち1名は女性です。

（ロ）監査役の活動状況

監査役会は、原則として月1回開催され、その他必要に応じて随時開催されます。当事業年度は13回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
----	----	------	------

常勤監査役	藤本 隆之	13 回	13 回
社外監査役	下河邊 由香	13 回	13 回
社外監査役	佐和 周	10 回	10 回
社外監査役	高橋 正哉	3 回	3 回

(注1) 社外監査役佐和周は、2024年6月25日開催の第150期定時株主総会において、監査役に選任されました。

(注2) 社外監査役高橋正哉は、2024年6月25日開催の第150期定時株主総会終結の時をもって辞任しました。

監査役会は、監査方針・監査計画の策定、各監査役の職務分担の決定、各監査役が収集した情報についての討議、監査報告の作成、監査結果の取締役会へのフィードバック、会計監査人の評価・再任不再任の決定、会計監査人の報酬への同意、会計監査人の監査上の主要な検討事項(KAM)の協議その他の意見交換等を行っています。また、必要に応じ、代表取締役等に対し、内部統制の改善点等につき提言を行っております。監査役会は、当事業年度は、「重要な子会社を含めグループ全体の内部統制が有効に機能しているかについて検証する」ことを監査の重点項目とし、グループ内部統制担当部門及び子会社代表者等からのヒアリング、内部監査部門である監査室による海外子会社監査結果についてのヒアリング、会計監査人からの海外子会社監査結果の聴取等、グループ内部統制についての情報収集を重点的に実施し、その結果に基づいて議論し、必要に応じて、随時、代表取締役、担当取締役等に意見表明をいたしました。

監査役会は、監査役会の実効性につき、各監査役へのアンケートをもとに意見交換を行いました。その結果、当事業年度は、より実効性のあるグループ会社監査、より機能的・効率的な監査の実施につき改善を図ることとし、一定の成果をあげましたが、さらに機能的・効率的な実効性のある監査の実施に向けて改善の努力を継続してまいります。

② 内部監査の状況

当社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。完全子会社となる両社の内部監査の状況につきましては、以下のとおりです。

ア 日精樹脂工業

内部監査につきましては、内部監査室を設置し、室員3名(本報告書提出日現在)により日精樹脂工業グループ全体の業務執行及び内部統制の適正性、効率性につき監査を行い、ガバナンス体制全般の整備を図っております。

なお、当事業年度につきましては、監査等委員会及び内部監査室並びに会計監査人は、相互の監査方針・監査計画・監査内容につき必要に応じて随時連携を取りつつ、一体となった監査体制を敷いてまいりました。また、常勤監査等委員は、内部

監査室と密な報告・連絡・相談を取り合いながら、内部統制の整備状況につき常時監視できる体制を維持してまいりました。

内部監査の監査実施状況及び結果につきましては、原則として毎月1回、内部監査報告会を開催し、代表取締役、役付取締役、常勤監査等委員が出席し監査結果及び監査状況を報告する体制を敷いております。なお、内部監査報告会の内容につきましては、取締役会にて報告する体制を敷いております。

イ TOYO イノベックス

内部監査につきましては、監査室所属の2名により行われており、内部統制の有効性の検証を行っております。内部監査部門である監査室は、監査役及び会計監査人と監査を効率的かつ効果的に行うために業務報告、監査計画、監査状況等について適時に打ち合わせを行い、必要に応じて情報の交換を行うことで相互の連携強化を図り、監査の実効性を高めております。

内部監査の実効性を確保するための取組として、監査室は、監査計画及び監査結果に関する報告を代表取締役社長をはじめ、監査役会に対して適宜行っております。また、取締役会に対しては内部監査の計画・方針並びに監査結果について年2回直接報告を行っております。なお、監査室員を2025年4月より1名増員（兼務）しており、今後もコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な内部監査を実施してまいります。

③ 会計監査の状況

当社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、太陽有限責任監査法人を当社の会計監査人として選定する予定です。

④ 監査報酬の内容等

当社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、今後策定する予定です。役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定め、具体的な報酬等の額については取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定するものとする予定です。但し、共同持株会社の設立日から最初の定時株主総会の時までの取締役及び監査役の報酬の内容は、次のとおりとする予定です。

- ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、年額 300 百万円以内とします。
- イ. 監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額 70 百万円以内とします。
- ウ. 取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の内容は、以下のとおりとします。
 - (イ) 対象取締役に対し支給される金銭報酬債権の総額は、年間 100 百万円以内とします。
 - (ロ) 対象取締役は、当会社の取締役会決議に基づき、前号により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当会社に給付し、当会社の普通株式について発行又は処分を受ける。対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の総数は 377,500 株以内（ただし、当会社の普通株式の株式分割（当会社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。

(5) 【株式の保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の株式の保有状況につきましては、両社の有価証券報告書(日精樹脂工業については 2025 年 6 月 30 日提出、TOYO イノベックスについては 2025 年 6 月 23 日提出)をご参照ください。

第5【経理の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の経理の状況については、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYO イノベックスについては2025年6月23日提出）及び、両社の半期報告書（両社2025年11月14日提出）をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取[及び売渡]手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。 (電子公告掲載ホームページアドレス 未定)
株主に対する特典	未定

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当社は、本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

① 有価証券届出書（組織再編・上場）及びその添付書類

2026年1月【13】日関東財務局に提出

② 訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編・上場）の訂正届出書及びその添付書類）

2026年1月【30】日関東財務局に提出

3【組織再編成対象会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

ア 日精樹脂工業

事業年度 第69期（自2024年4月1日 至2025年3月31日） 2025年6月30日
関東財務局長に提出。

イ TOYO イノベックス

事業年度 第151期（自2024年4月1日 至2025年3月31日） 2025年6月23日
近畿財務局長に提出。

②【半期報告書】

ア 日精樹脂工業

事業年度 第70期第半期（自2025年4月1日 至2025年9月30日） 2025年11月14日
関東財務局長に提出。

イ TOYO イノベックス

事業年度 第152期第半期（自2025年4月1日 至2025年9月30日） 2025年11月14日
近畿財務局長に提出。

③【臨時報告書】

ア 日精樹脂工業

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2026年3月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を2025年11月14日関東財務支局長に提出。

イ TOYO イノベックス

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2026年3月2日）までに、以下の臨時報告書を提出。

（1）金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2025年11月14日関東財務支局長に提出。

④【訂正報告書】

ア 日精樹脂工業

(1) 事業年度 第69期(自2024年4月1日 至2025年3月31日) 2025年7月4日
関東財務局長に提出。

イ TOYO イノベックス

該当事項はありません。

4【上記書類を縦覧に供している場所】

ア 日精樹脂工業

日精樹脂工業株式会社 本店
(長野県埴科群坂城町南条2110番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市栄三丁目8番20号)

イ TOYO イノベックス

TOYO イノベックス株式会社 本店
(兵庫県明石市二見町福里字西之山523番の1)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【上場申請会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。